

◎議 事 日 程（第4号）

平成24年6月13日（水曜日）午前10時00分 開議

日程第1 一般質問（続）

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（22名）

1番	大野 則男 君	2番	島田 浩 君
3番	吉川 三津子 君	4番	大島 一郎 君
5番	下村 一郎 君	7番	石崎 たか子 君
8番	竹村 仁司 君	9番	鷺野 聡明 君
10番	堀田 清 君	11番	鬼頭 勝治 君
12番	岩間 泰彦 君	13番	真野 和久 君
14番	加藤 敏彦 君	15番	日永 貴章 君
16番	榎本 雅夫 君	17番	加賀 博 君
18番	大島 功 君	20番	八木 一 君
21番	山岡 幹雄 君	22番	前田 芙美子 君
23番	近藤 健一 君	24番	中村 文子 君

◎欠 席 議 員（1名）

19番 大宮 吉満 君

◎欠 番（1名）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八木 忠男 君	副 市 長	山田 信行 君
教 育 長	五富利 清彦 君	会計管理者兼 会 計 室 長	水谷 洋治 君
総 務 部 長	石原 光 君	企 画 部 長	山田 喜久男 君
経済建設部長	加藤 清和 君	教 育 部 長	水谷 勇 君
市民生活部長	五島 直和 君	上下水道部長	加賀 裕 君
消 防 長	横井 勤 君	福 祉 部 長	加賀 和彦 君
経済建設部次長 兼 経 済 課 長	飯谷 幸良 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会議務局長 服部 秀三
書 記 山田 宗一

議事課長 佐藤 敏彦

午前10時00分 開議

○議長（加賀 博君）

皆さん、おはようございます。本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。

19番・大宮吉満議員は欠席届が出ておりますので、報告させていただきます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（加賀 博君）

日程第1・一般質問を続行いたします。

一般質問は、通告順位に従いまして、順次許可することにいたします。

通告順位11番の5番・下村一郎議員の質問を許します。

○5番（下村一郎君）

おはようございます。

2つの点についてお尋ねいたしますので、よろしくお願いいたします。

1点目につきましては、狭い道路解消対策についてでございます。

家に自動車が入らないで困る、万が一のとき救急車が入らないので困るなど、狭い道路の拡幅を求める声はあちこちで聞かれます。愛西市では、主に旧集落や土地改良、区画整理を行っていない地域では道路幅員が非常に狭く、救急車や消防車が入れないところが相当数あると思われまます。私も、市内の湊高町、古瀬町、北河田町、須依町、佐屋町など幾つかの町内を見てまいりました。

そこでお尋ねします。

市の諸活動の中で、狭い道路による問題点は消防などを中心にあるかと思えますけれども、見解をお聞かせください。

次に、2つ目の質問です。

農地に対する諸問題についてお尋ねをいたします。

答弁者として要請していましたが愛西市農業委員会長がお見えになっておりませんが、なぜお見えになっていないのか、お伺いをいたします。

あとは次席でお尋ねします。よろしくお願いいたします。

○消防長（横井 勤君）

それでは、下村議員の御質問で狭い道路の影響については、消防署としてお答えいたします。

まず、建築基準法第42条において道路幅は4メートル以上と規定されておまして、これは緊急時に消防車両等が通行するために望ましい道路幅です。しかし、市内の現状では、市街地などで4メートル未満の狭い道路があり、その中には、救急車や消防ポンプ車の横幅は1.9か

ら2.2メートルほどでありますが入りできない道路もございます。その影響であります、火災の場合は、消防水利の消火栓や防火水槽は車両通行可能な道路に設置してありまして、消防車が火元に近い水利に部署した後に、火災現場へホースカー等によりホース延長し消火に当たりますので、狭い道路で車両が入りできなくても、大きな影響というものはございません。

ただ、救急の場合については、理想としては救急車が玄関に横づけということが理想であります、そのような場合ばかりではありませんが、通報時の聞き取りによりまして早く病院搬送が必要な重篤の傷病者につきましては、救急車と一緒にポンプ車隊が出動しておりまして、傷病者宅から救急車までの距離が遠くなる場合におきましても、迅速な処置と担架搬送によりまして車内収容までの時間短縮を図っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

農業委員会の関連につきましては、農業委員会事務局長が経済課長となっておりますので、経済課長のほうから答弁させていただきますので、よろしく申し上げます。

#### ○経済建設部次長兼経済課長（飯谷幸良君）

農業委員会長が議場に出席をしていない理由でございますが、議長から出席要請がございましたので出席はしておりません。以上です。

#### ○議長（加賀 博君）

その件につきまして私のほうからも答弁させていただきますが、答弁者に農業委員会長の名前がありましたけれども、下村議員の一般質問通告を拝見しますと、担当事務局で答弁できると私が判断したから呼んでございません。以上であります。

#### ○5番（下村一郎君）

それでは、1点目の問題についてお尋ねを続けます。

愛西市の車が入らない市道は、市の資料では3.5メートル未満の生活道路が434キロ、うち自動車が入らない認定市道は68キロということではありますが、間違いありませんか。

また、車が通る3.5メートル以下でも狭いところもあるかと思いますが、どうでしょうか、お伺いいたします。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

今、議員が言われたとおり、自動車の交通不能区間は約6.8キロとなっております。車道幅員が1.5メートル未満で車が通れないというような道路についても、地域の中で、いろいろ住宅地の中で、下村議員が言われた地域についてはかなり延長があるというふうに考えております。

それと3.5メートル未満のところであっても田んぼにつきましては、有効幅員が多少あっても両側が田んぼの立ち上がりというのかのり面等で、今、除草等をしますと路肩が崩れているところ等がありますので、かなり通りにくいところは多くあるというふうに考えております。

#### ○5番（下村一郎君）

多くの自治体では、災害用のことを含めて、救急車・消防車が入らない道路の改善について、

総合計画などで対策を打ち出したり、拡幅のために隅切りも含め民地の寄附をお願いしたり、市が買い取ったり、登記費用を助成するなど、取り組みを強めているところもあります。狭い道路の拡幅は、並大抵のことではできません。長い期日と市民の協力が不可欠です。少しでも拡幅を進めるお気持ちがあるか、お伺いをします。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

先ほどの答弁で少し訂正させてください。

6.8キロといいましたが、68キロでございます。

それと今の御質問ですが、狭い道路の拡幅につきましては、建物の建てかえなどのときに道路後退をいただいたところについては、道路用地として協力いただくようにいろいろお願いはしております。

**○5番（下村一郎君）**

合併前の旧佐屋町では、狭い道路の拡幅をしようということで、当時の先進地である旧小坂井町を視察するなどして拡幅のための要綱をつくり、努力してまいりました。市のほうにお願いして、その要綱を見つけていただきましたけれども、簡単な要綱であります、中身は結構、用地買収も含めて対応できるというふうな形になっております。私の記憶ではあちこちで、少しずつではありますが、道路の拡幅がされたり隅切りがされて通りよくなったということもございました。この要綱が合併によって消えてしまったわけでありまして、なぜ消えたのか、わかっておりましたらお聞かせください。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

ただいまの要綱の合併時になくなったという件でございますが、これにつきましては、合併協議において例規一元化の中で廃止をされたものだというふうに認識しております。

**○5番（下村一郎君）**

狭い道路の拡幅というのは、日常生活はもちろん、災害や緊急時のことを考えると重要な対策だと考えておりますが、見解をお聞かせください。

また、対策の1つとして、隅切りを実施するだけでも道路を有効に活用できる場合もありますし、家の新築や改築に際しセットバックについては、これもお尋ねする予定でしたが、後でこのことを中心に大島一郎議員が質問されますので省きますが、1つの対策だと思います。

さらに、合併によって廃止した旧佐屋町の要綱を市としても改めて実施していただきたいと思っておりますけれども、見解をお伺いします。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

建物のない場所につきましては、地域の総代さんからの要望があれば、状況に応じて取り組んでいきたいというふうに考えております。

要綱の設置につきましては、現時点では考えておりません。

**○5番（下村一郎君）**

いずれにしましても、愛西市の道路は非常に狭いところがたくさんあるということであり、旧佐屋町時代にやっておったのがなぜ廃止になっておるのか理解はできませんが、今

多くのところでは、区画整理をやってきれいに通れるようにしたり、あるいは狭い道路の拡幅について努力をされてきております。これは多分、全国津々浦々あると思うんですよ、大都市も含めてそうですけれども。そういう面で、旧佐屋町のつくった要綱というのは、なかなか意味があったかなあという気はします。

道路というのは、人が通ればいいという考えでおる、そういう考えもありますけれども、万が一のときの災害や緊急の場合、救急の場合などについては問題点があるわけですから、努力をしないことによって日常生活でも大きな影響があると。だから、研究するぐらいのことはやってはどうか。あるいは前にあったんですから、佐屋町時代に。狭い道路はたくさんあるということはわかっているわけですから、68キロもあるんですよ、市道だけでも。市道の認定のないところはもちろんまだあるわけですから、例えば真ん中辺に少しでも拡幅してくれるところがあったら、そこが待避所になって車のすれ違いができる、また隅切りをすれば、それもいける。だけど現在ははっきり言って、圏領道路だけについては手が打たれていますけれども、全体の狭い道路については何の方針も出していない、こういうような状況になっておるんですね。そういう面でこれは検討すべきではないかと思うんですが、なぜ考えはないのか、お聞かせ願いたい。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

住宅密集地につきましては建物の補償、いろいろな事業費の中で莫大な予算が必要というふうに考えまして、建築時において、建てかえのときにセットバックにおいて御協力をいただきましたというふうに考えております。

**○5番（下村一郎君）**

私の言ったのはそういうことじゃなくて、要綱をつくって隅切りなども積極的に進めたらどうかということで、うちを移転してまでやれということをおっしゃるわけじゃないんですよ。だからそういう面で、市の姿勢として、狭い道路は広げようという姿勢があるかないかという問題です。部長の答弁は、そういう気がないということをおっしゃられたわけですね。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

失礼しました。隅切り等、物件のないところについては、地域の総代さんの要望等によって状況を確認した中で対応したいというふうに考えております。

**○5番（下村一郎君）**

余り積極的じゃないという部長の答弁でございました。

だから私は、いろんな問題が愛西市全体としてはありますけれども、そういう面についても、多額の費用がかからなくてもやれることはやっていくという姿勢が必要だと。それには、それなりの根拠を持って動いていく必要があると。したがって、旧佐屋町時代につくった要綱はなかなかできている。これは用地買収まで含まれておりますけれども、全国的には用地買収がないところもありますし、寄附をお願いするところもあるわけですが、いずれにしても地域を住みよくしていくということは重要なことですので、これはいずれまた取り上げさせてもらいますが、検討していただきたいと思います。

次に、農地転用に関する諸問題でお尋ねをします。

議長は勝手に判断をされたそうですが、農業委員会事務局長で答えられるというふうに答えられました。どういう判断ですか。私はあなたにきちっと言ったはずです。つまり、本人に来てもらうほうがいいということ、理由も申し上げました。だけどそれをなぜ呼ばないのか、それが理解に苦しむ。それをお尋ねします。

私は答弁者をちゃんと答弁者の項目に出してあるんですから。いつも事務局に言われていました。答弁者を書いてください。ちゃんと書いて出した。議長の勝手な判断でそれが無視されるということは、そういうことはちょっと許されないと思うんですが、見解をお聞かせください。

#### ○議長（加賀 博君）

質問で通告書を見ますと、下村議員がどこまでどんな内容で質問されるか私にはわかりません。その中で、通告書を見た限りで事務局にお聞きしたら、私でお答えできるということでしたので、呼んでいません。

#### ○5番（下村一郎君）

それは大きな間違いです。地方自治法の180の5の3に、市町村は執行機関として農業委員会、固定資産評価委員会を置かなければならないと定めています。つまり、執行機関なんですよ。つまり、市長が副市長や部長を呼ぶということと一緒にの意味です。だからそういう面では、この点についての理解が議長にないのかなという気がします。これはやっておってもしようがないんで、これははっきりしておきたいと思います。

さて、それでは続いて質問させていただきます。

農業委員会にお尋ねしますけれども、農業委員会というのは農地の番人とも言われ、農地に対する大きな権限を有していると言われていたんですが、どういう仕事をする委員会ですか、教えてください。

#### ○経済建設部次長兼経済課長（飯谷幸良君）

農業委員会の業務といたしましては、必ず行われなければならない法令業務のほか、必要に応じて行うことのできる農業振興業務と意見の公表、行政庁への建議、諮問に対する答弁の業務が主なものでございます。

#### ○5番（下村一郎君）

けさ私、実は市のホームページを見まして、そのホームページを見ておりましたら、農業委員会の議事録が載っておりました。議事録を見ましたら、農地に関する問題がたくさん審議をされておりました。農地法3条、4条、5条、そのほかもありましたけれども、つまり農業委員会の大きな仕事に農地に対する問題があるわけですね。農地というのは権利が非常にあるものですから、個人の土地でありますから、非常に重要なことでございます。重要な委員会であります。そういう面で私は、農業委員会の仕事で農地が相当大きな比重を占めるのではないかなという気がします。

そこでお尋ねしていきたいんですが、ことしの1月ごろ、故永井千年議員宅に1通の投書が

寄せられました。その要旨は、自分が農地に資材を置いていたところ厳しい指導を受けた、これは当然ですが。農業委員会の幹部が、西立切の農地を転用せず駐車場などに使っている。調査の上、厳しい対応をしてほしいという内容でした。これは要点だけ言っておりますので、名前も地番も全部載っております。

最初にお尋ねしますが、既に地番は申し上げてありますけれども、西立切のこの2筆の土地は農地転用が出されていますか、お伺いたします。

○経済建設部次長兼経済課長（飯谷幸良君）

西立切の2筆の土地について農地転用が出されているかの質問でございますが、個人情報のためお答えすることはできません。

○5番（下村一郎君）

個人情報といっても、出されているかどうかというだけですけども、それぐらいのことは答えられませんか。あと個人のことをごちゃごちゃ言うわけじゃないんですから。

○経済建設部次長兼経済課長（飯谷幸良君）

その筆を特定して、その土地が農地法の届けが出されているのか出されていないのかは、個人情報に当たると思います。

○5番（下村一郎君）

もう1つお伺いします。

この地域は農業振興地域整備促進地域という、いわゆる農振地域ですね、つまり青地の土地であるようでございますけれども、この地域の農地を他の目的に使う場合、まず農振の除外申請を行い、市の農業振興地域整備促進協議会に提出して審議をしてもらった上で県へ送付する、そして県の許可をもらって改めて農地転用手続をし、再度県の許可をもらうという手順が要ると思いますが、手順はこれで間違いありませんか。

○経済建設部次長兼経済課長（飯谷幸良君）

一般的に農業振興地域の農用地区域の農地を転用する場合は、議員の言われたとおりでございます。

○5番（下村一郎君）

先ほど申しあげました西立切の2筆の土地について農振の除外申請は出されていますか、お伺いします。

○経済建設部次長兼経済課長（飯谷幸良君）

この土地が農振の除外申請を出されているかの御質問でございますが、個人情報のためお答えすることはできません。

○5番（下村一郎君）

いずれも個人情報保護を理由に答弁できないという答弁でした。

投書にあるように、農地法違反の疑いがあることでも個人情報の保護は守らなくちゃいかんのでしょうか。

○経済建設部次長兼経済課長（飯谷幸良君）

農地法の違反があるなしにかかわらず、個人の情報でございますので、お答えすることができません。

**○5番（下村一郎君）**

個人情報保護条例というのが愛西市にはあります。その10条の2の3では、報道などで公にされている場合、情報提供できるとあります。マスコミが報道すればよいということになります。そうってから質問したほうがよいかどうか、見解をお伺いしたいと思います。

**○経済建設部次長兼経済課長（飯谷幸良君）**

個人情報保護条例第10条第2項の3号に「出版、報道等により公にされているとき」、これは個人情報に当たりません。ただ、あくまでそれが公のものかどうか、公のものでない場合は個人情報に当たると思います。

**○5番（下村一郎君）**

それでは、違った質問をします。同じことを言いましても個人情報だと言うから。

愛西市の農業委員会長は、どなたがおやりでしょうか。また、24年度は会長が決まっていないようですので、23年度の農業振興地域整備促進協議会会長はどなたがおやりでしたか、あわせて教えてください。

**○経済建設部次長兼経済課長（飯谷幸良君）**

現在の愛西市農業委員会長は日永熙氏です。また、平成23年度の愛西市農業振興地域整備促進協議会の会長は日永熙氏でした。

**○5番（下村一郎君）**

私が投書に基づいて早尾町西立切の土地を調べてみましたら、所有者は何と今答弁された方の所有でございました。4月ごろ現地を見に行きましたら、海部南部水道企業団排水機場の隣で、南の道路沿いには広い駐車場と思われるアスファルト舗装があり、その北側に門があって庭と仕切られ、広い庭があって奥に家が建っていました。この駐車場と庭は家の建築時につくられたものと思われ、長期間存在するようであります。旧立田時代から長年農業委員を、また農業振興地域整備促進協議会の会長などを務められ、農地転用や農振除外申請をいつも審議している人のやることではないのではないかとこのように思います。農業委員会としては、今後、この土地が手続をしていない場合、個人情報保護を盾に放置しますか、それとも是正指導されますか、お伺いします。

**○経済建設部次長兼経済課長（飯谷幸良君）**

違反があれば、発見した時点で指導、是正をいたします。先ほど議員が申されました投書を寄せられた方が、自分の農地に資材を置いていて厳しい指導を受けたと言っておられます。農業委員会としては、わかった時点で指導をしております。

**○5番（下村一郎君）**

先日、私は再度現地を見に行きまいりました。駐車場のアスファルトの上に申しわけ程度の土を盛って、花を二、三十本植えてありました。これは、私が調査していることを知って慌てて行ったものと思われませんが、正規の転用手続をしていけば不必要なことであります。つま

り、農地法に基づいた申請を行っていないということをはっきり認めた結果ではないでしょうか。

ある公職者は、本気で農地にするならば、50センチも盛ったら納得するだろうが、10センチや15センチではとっておられました、全くそのとおりであります。農業委員会事務局長が何回も個人情報と言われましたが、この土盛りはこの地主が違法転用を認めた証拠を提供してくれたものだと思いますけれども、そう思いませんか、見解をお聞かせください。

**○経済建設部次長兼経済課長（飯谷幸良君）**

違反転用であるかどうか、一般的に違反であるかどうかにつきましては、農地性があるかどうかで判断をしております。

**○5番（下村一郎君）**

愛西市の農業委員会は、不法転用の取り締まりで農地パトロールを行っておりまして、そのトップが不法転用のおそれがある場合は指導や取り締まりができないと思います。農業委員会や農業振興地域整備促進協議会のトップが農地法違反をしている疑いがあることを言いかえれば、警察署長が泥棒をすることと同じだとも言えます。委員は法を守る人でなければなりません。もしこの農地が私の指摘どおりであるならば、この間に辞職を勧告すべきだと思いますが、御見解をお聞かせください。

**○経済建設部次長兼経済課長（飯谷幸良君）**

農地パトロールに関しましては、現在把握しております農地の見込みのない事案の利用状況及び前回の農地パトロールから許可事案の現地の確認を行っております。農地パトロールにつきましては、違反転用のみならず、耕作がされず維持管理上問題がある農地を確認し指導、農業上の利用促進が図られることを目的として行っております。

なお、先ほど議員が言われた、違反転用と決めつけておられますが、一般的に違反であるかどうかは、先ほど申しましたように農地性があるかどうかで判断をしております。

**○5番（下村一郎君）**

それではお伺いしますが、農業委員会事務局長は会長と一体であります。私があなたのほうへこの質問することで調査に参りましてから、御連絡があると思いますけれども、あなたは今の私が申し上げた現地は確認されていますかどうか、お伺いします。

**○経済建設部次長兼経済課長（飯谷幸良君）**

当然現地は見に行っております。

**○5番（下村一郎君）**

そうしましたら、現地を見たら一目瞭然であると思いますが、それは調べましたか。

**○経済建設部次長兼経済課長（飯谷幸良君）**

農業委員会といたしましては、許可の見込みのある場合は追認指導という形もっておりますし、許可の見込みのないものにつきましては是正をさせていただいておるということでございます。

**○5番（下村一郎君）**

そうしましたらこの土地は、申請されているかどうかは明らかにされませんが、もし申請がされたら、追認指導するということで了解していいですか、お伺いします。

○経済建設部次長兼経済課長（飯谷幸良君）

その土地に限らず追認できるものは追認をしていきたい、是正をしなければならないところは是正の指導をしていきたいというふうに思っております。

○5番（下村一郎君）

追認件数も伺っておりますが、年平均30件程度だということでございます。一般的な農地の不法転用などについては、例えば農地の一角を自分のうちの駐車場に変えると、1台分ぐらいは変えるというようなことはあるかと思えます。そういうような場合は追認もできるだろうと思うんですけども、問題はこの土地はトップの土地なんですよ、農業委員会、農振協議会の。トップがそのようなことをしておいて、果たして示しがつくかと、多くの市民に。そういう点はどうお考えですか、お伺いします。

○経済建設部次長兼経済課長（飯谷幸良君）

これまで追認許可をした事案につきましては、議員のほうにお渡しをさせていただいております、年間30件前後でございます。追認許可した事案の転用目的につきましては、駐車場、資材置き場、庭敷地、農家住宅、農業用施設、作業場など多岐にわたっております。その土地につきましては別にして、そういった追認できる事案につきましては、今後も農業委員会としては追認をしていきたいと思っております。

〔「質問の答えになっていない」の声あり〕

個人的なことにつきましては、お答えできません。

○5番（下村一郎君）

個人的なことではなくて、私は名前を言ってあるでしょう、はっきりと。農業委員会長の土地だということを。これは私がちゃんと調べてあるので、これはうそ偽りのない話です。だから、そういう方が農地転用の手続をしていなかったとすれば、これは多くの市民に示しがつかないことだとは思いますが、どうですかその点。

○経済建設部次長兼経済課長（飯谷幸良君）

農業委員会長の土地がどのようになっているかどうかは別にいたしまして、違反転用のある事例につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

○5番（下村一郎君）

私は、去年でしたか決算委員会で、この経済課長と長いやりとりをしました。同じよう話を繰り返しやって、最後は部長のほうで答弁してくれまして、それが私の主張どおりに今年度の予算では変わりましたが、いずれにしても今お話ししましてもなかなか、個人情報じゃないんですよ、今私の質問しておるのは。仮に会長がそういうような転用届を出していなかった場合、そういう会長だったら果たして市民に示しがつくかと聞いておるんです。あなたは事務局長だから、個人的な話じゃないんです。重要な問題です。

○経済建設部次長兼経済課長（飯谷幸良君）

農業委員長であるかどうかではなく、農地の違反を発見した場合は適正に指導をいたします。

○5番（下村一郎君）

答弁になっておりません。余り僕も、前回の決算委員会のときにしつこく質問したので、くどいと言われましたのでやめますが、いずれにしてもトップがそういうようなことをやっておったとするならば、大きな間違いであります。

農業委員会や農業振興地域整備促進協議会は、市の農政、特に農地行政に深くかかわる重要な委員会であります。今回私がこの問題を取り上げたのは、真に市民に範を示すべき農政の大幹部が農地法違反に当たるようなおそれがあるということについて、こんなことでは農政の発展はないと思ったからであります。私は現職、あるいは旧の農業委員さんにもお話を伺いました。この方々は、私にこう言われました。個人の財産にかかわる仕事をしていると、自分たちは自戒をしながら仕事に臨んでいると言っておられました。これはどんな役にでも当てはまることでありますけれども、自戒ができないのなら職を辞すべきであります。私はそのことを申し述べて、質問を終わります。

○議長（加賀 博君）

これにて5番議員の質問を終わります。

次に、通告順位12番の12番・岩間泰彦議員の質問を許します。

○12番（岩間泰彦君）

議長のお許しをいただきましたので、質問をいたします。

多数の方の質問が続きますので、なるだけ手短かに、50分ぐらいで終えたいと思います。

今回は、新議長になって初めての定例議会であり、国では衆議院選挙がことしじゅうにはあるのではないかとされておりまして、当市では来年には市長選挙であります。現市長には、一部の反対はありましたが、総合斎苑、給食センター、そして最後の大型事業としての統合庁舎建設と着実に進められており、私個人といたしましては市長として継続を願っているところでございます。

3つほど簡潔に質問をいたしますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

1つは、繰り返しになりますが、佐屋西小学区に絞っての安心・安全の対応でございます。2つは下水道事業について、佐屋町住民からそろそろ工事が始まるのではないかと尋ねられることが多くなりましたので、進捗状況などについて確認をいたしたいと思います。3つは少子化・高齢化対策の一助として、異なった方向から2つに絞って質問をいたします。

それでは、まとめて質問をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

大項目の1番目は、佐屋西小学区内の安心・安全状態と対応についてでございます。

レッドゾーンの対策を講じたところ効果があったということで、信号のない交差点での安全対策の一つとして3年前に要望をいたしました。最近、内佐屋町地内で実施されましたが、そのほかにも車のスピードを落とす方法としてはハンプとか狭窄とかいう方法があるそうでございます。

そこで質問でございますが、佐屋西小西側の通学路に安全対策をでございます。

昨日、日永議員、真野議員、榎本議員、3人の方が多く質問をされ重複するのですが、日にちもかわりましたし、ハード面に絞っておりますので、新たな気持ちで聞いていただきたいと思っております。

それで質問ですが、最近の大きな出来事として、4月に集団登校中の小学生の列に車が突っ込む事故が京都府亀岡市、岡崎市及び千葉県館山市と相次いで起きましたが、大変痛ましい事故であり、集団登校に対し、保護者の不安は募るばかりでございます。佐屋西小西側の南北の通学路には歩道はなく、ガードレール、ガードパイプもないので安全対策を考えてほしいがどうでしょうか、まずお尋ねをいたします。

2つ目の質問でございますが、須依町内の県道の安全対策をでございます。

須依町内県道は、佐屋西小学童の通学道路でもあり、危険な交差点として21年の12月に対策を要望いたしましたが、その地点から北へ50メートルの場所は急に狭くなっており、事故が多発しております。近くの住民から、不安であり何とかできないかという切実な声がございました。道路を拡幅することは大変難しいとは思いますが、何らかの事前の策として安全対策を講じてほしいがどうでしょうか、お伺いをいたします。

次は、以前たしか榎本議員が質問されたと思いますが、防犯灯へLED活用をについて質問いたします。

町内に防犯灯を設置した場合、電気代は町内負担であり、料金が増加傾向にあります。最近、省エネ効果の高い発光ダイオード(LED)を活用する傾向にございます。

そこで質問でございますが、市の施設へのLEDの活用状況と市の方針並びに防犯灯へLEDの活用をお尋ねいたします。

また、具体的にLEDは幾らで、通常の蛍光灯との金額差は幾らか。町内が自主的に防犯灯にLEDを活用した場合、既存防犯灯の金額まで補助することはできないのかどうか、あわせてお伺いを申し上げます。

次に、大項目の2番目でございますが、佐屋地区下水道事業の進捗状況はでございます。

私が昨年6月に質問をし、9月には八木議員が地元の佐織地区に絞って伺っておりますが、社会資本整備として必要であり、長期にわたる大きな事業であります。下水道事業は受益者負担もあり、工事費用が個人負担ということもあって接続が進んでいないのではないかと思います。そうはいいましても、地元にとっては大変大きな関心事であります。第2期工事は26年3月31日までと伺っております。

そこで質問でございますが、第2期事業の進捗状況はでございます。

第2期の計画年数は7年間で、第2期整備予定面積は、佐織地区が約69ヘクタール、佐屋地区が約77ヘクタールであり、整備予定町内は、佐屋地区では北一色町の全区域と須依町、佐屋町及び大井町の各一部地域と伺っております。現在まで予定どおり進捗しているのかどうか進捗率は、また工事完了後、速やかに宅地排水設備を設置し、下水道に接続となっているが、接続状況、接続率と受益者負担の支払い状況はどうか、お尋ねをいたします。

なお、進捗率及び接続率につきましては全体のほか、佐織地区、佐屋地区に区分してお願いしたいと思います。

5番目の質問は、第3期事業の予定はでございます。

敷地内の排水設備から接続する公共升までの工事費は個人負担でございますが、モデルケースで33万3,000円ぐらいと説明されているように高額であり、貸付制度はあるのかどうか。

また、第3期事業については、平成24年度から平成31年3月31日までで、認可拡大箇所及び整備面積については年度末に決まる予定とのことでしたが、どうでしょうか、お尋ねをいたします。

大項目の3番目でございますが、少子・高齢化対策の一助としてでございます。

総務省の人口推計によりますと、総人口に占めるゼロ歳から14歳の年少人口の割合は13.1%で過去最低となる一方、55歳以上の老年人口の割合は23.3%と過去最高となるなど、少子・高齢化が加速しているとの新聞記事がございました。2010年の約1億2,780万人から2060年には3割減の約8,600万人となり、15歳から64歳の生産年齢人口も大幅に減少し、2010年時点で生産年齢人口3人が高齢者1人を支えたのが、2060年には1.2人が1人を支える、そういう社会構造になるそうでございます。

5年前には、初めての事業で制度の詳細もわからないし、近隣の動向も考慮し研究するとの回答ではございましたが、その後取り組みも変化しているようでございますので、新介護ボランティア制度の導入について質問をいたします。新介護ボランティア制度を導入してはございます。

この制度は65歳以上の高齢者が高齢者施設などで活動するケースがほとんどだが、独自の仕組みをつくり出した自治体もあるそうでございます。鹿児島県の霧島市では子育て支援に大変力を入れており、活動施設に、保育所、幼稚園、地域の子育てサロンなどを加え、子育ての先輩である高齢者の力を利用することにしたとの新聞記事がございました。当市でも世代間の支え合いの精神を取り入れ、いま一度新介護ボランティア制度を検討したらどうでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、5年前に市の教育水準の話をしていただき、全国学力テストの結果を公表するように質問した経緯がございます。全国学力テストも抽出方式に変わり、2年ぶりに実施された結果、愛知県は参加率が最低の27.8%の記事を読みましたが、そのことは多分後でまた大野議員がやられると思いますので、これは次の機会といたしまして、今回は基礎学力として最も重要な国語力の源について質問をいたします。

そこで質問ですが、図書館の活用と司書の役割についてでございます。

若い人々の活字離れが懸念されます。本を読むことは基本であり、人間形成上必要です。新学習指導要領では言語活動が重視されているそうですが、学校図書館図書整備5か年計画は5年延長され、財政措置もとられました。市内の学校には学校図書館司書はどんな配置でしょうか。また、市図書館には何人の司書がおられますか、お伺いをいたします。

それと学校図書館の活用状況、すなわち授業への活用はされているのかどうか。百科事典と

か図鑑などを活用した調べ学習授業はどのようになっておるのか、司書の役割についてどのように位置づけられているのか、あわせてお尋ねをいたします。

以上で総括質問を終わり、次席で答弁をお伺いしますので、よろしくお願いいたします。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

佐屋西小学校敷地に面する西側につきましては、水路用地を利用し、用地幅は確保できているというふうに考えております。それ以外につきましては、路側帯の内側でおおよそ4メートル前後であるため、現地に合わせた安全対策を関係課と協議をしたいというふうに考えております。

続きまして、須依町内の県道の安全対策の件でございますが、これは海部建設事務所のほうへ連絡をとらせていただきました。外側線に並行する白線を赤色に変えるだとか注意を促す形がとれないかということで、安全対策の方法を私のほうから提案させていただいておりますので、それによって検討をいただくという状況にあります。以上です。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、3点目の防犯灯へLEDの活用という御質問でございます。

防犯灯につきましては、現在、市が地元から要望いただきまして設置をしている蛍光灯の32ワットが主流になっておるわけでありまして、これを同等の明るさのLEDを設置した場合、LED化した場合に、大体3倍から4倍弱の設置費がかかるというような金額の差があるというふうに担当のほうとしては把握をしております。そして、またLEDで20ワット相当の製品であれば、蛍光灯の5割増しの費用で設置することができる、5割高いということになりますけれども、そういった単価的に高くなりますけれども、逆に32ワットの防犯灯より暗くなってしまうというような状況もちょっといろいろメーカーから聞いて、そういう情報も収集をしておるような現状であります。

そして電力料金についても、先ほど議員のほうからもお話がありましたように高効率蛍光灯というんですか、いわゆる消費電力が抑えられる蛍光灯もあるわけで、そうした蛍光灯は非常に明るく、現状のLED照明と比較しても大きな差はないと、こういった情報も一方では担当課のほうとしては把握をしているつもりでおります。それで、電球の交換を伴わないLEDは、維持費の面では将来的に考えれば魅力的なものはあるわけでありまして、先ほど申し上げましたように、設置の段階で相当の金額差があると。その辺の価格差があるということで、それが1つの障害になっているんじゃないかなあということもありますので、きのうの榎本議員さんへの回答もそうでありましたけれども、もうしばらくこの問題については経過を見たいというふうに思っております。

そして、逆に市の施設へのLED化につきましては、総合斎苑しかり、それから給食センター、それから駐輪場、そしてこれから予定しております総合庁舎もそうでありまして、西保町の防災コミュニティセンター、あるいは勝幡駅前広場の街路灯に、市といたしましてはLEDを活用していきたいという考え方でおります。

そして、最後の後段にありました町内会が自主的にLED化をした場合に、現在の蛍光灯と

の設置の差額について補助をする考えはないかという御質問をいただいておりますけれども、先ほど申しましたように、一方では経過を見ていきたいという部分もありますので、現時点で補助をするという考え方については持ち合わせておりません。

#### ○上下水道部長（加賀 裕君）

私のほうからは、第2期の事業進捗状況から順次説明させていただきます。

まず、2期の事業でございますが、平成19年から25年度末まででございます。こちらのほうの進捗率は、まず佐屋地区でございますが、1期119ヘクタールのうち82.3ヘクタール、69%でございます。また、2期の77ヘクタールのうち13.7ヘクタールで18%。続きまして、1期・2期合わせまして196ヘクタールのうち96ヘクタール、49%となっております。また、佐織地区でございますが、1期95ヘクタールのうち72.6ヘクタール、76%、2期でございますが69ヘクタールのうち3.0ヘクタール、4%でございます。1期・2期合わせまして、164ヘクタールのうち75.6ヘクタール、46%でございます。

なお、佐屋・佐織地区を合わせた数字でございますが、1期214ヘクタールのうち154.9ヘクタール、72%でございます。2期146ヘクタールのうち16.7ヘクタール、11%でございます。1期・2期合わせまして360ヘクタールのうち171.6ヘクタール、48%の進捗率でございます。

続きまして接続率でございますが、全体で2,789件のうち1,320件の接続でございます。接続率にしまして47.3%となっております。

内訳としまして、まず佐屋地区でございますが、1,468件のうち673件が接続でございます。率としまして45.8%でございます。佐織地区でございますが、1,321件のうち647件、接続率としまして49.0%でございます。1期・2期別に佐屋地区でございますが、まず1期としまして1,346件のうち643件、接続率としまして47.8%、2期としまして122件のうち30件、率としまして24.6%となっております。佐織地区に関しまして、2期の供用開始はまだ行っておりません。

続きまして、負担金の支払い状況でございますが、全体で2,780件、そのうち期別が73件、全額未納でございますが3件ございました。

続きまして、第3期の事業予定でございます。こちらのほう、貸付制度がございます。こちらの制度でございますが、水洗便所等改造資金融資あっせん・利子補給でございます。こちらの制度、公共下水道の供用開始日から3年以内に排水設備工事をする方に対しまして、100万円を限度として改造資金としてあっせんするものでございます。こちらのほうでございますが、年度末に利子相当額を補助するものでございまして、返済期間は5年でございます。取扱銀行としましては3行ございまして、大垣共立銀行の佐織支店、名古屋銀行の愛西市店、あいち海部農協の本店・支店でございます。

なお、利用者でございますが、22年から4件の利用がございました。

続きまして3期事業でございますが、こちらのほうは平成24年度から30年度末まででございます。拡大予定面積につきましては、佐屋地区で30.96ヘクタール、佐織地区では24.49ヘクタール、合わせて55.45ヘクタールとなっております。これはあくまで25年3月に拡大する予定

でございますので、変動することがございますので、申しわけありませんがお願いいたします。

拡大箇所でございますが、佐屋地区でいきますと、落合、佐屋町の一部、内佐屋の一部、佐織地区に関しましては、諏訪町の一部、根高町、町方町の佐織台及び彦作でございます。以上でございます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、ボランティア制度についてお答えをさせていただきたいと思います。

ボランティア制度につきましては、少子・高齢化が進展する中で、高齢者がボランティア活動を通じて社会参加や地域貢献を行うとともに、高齢者自身の健康増進を図っていくための有効な施策として、東京都の稲城市が取り組んだのが最初だというふうに聞いております。その後、平成19年5月には国の介護予防事業のメニューに追加をされまして、地域支援事業の介護予防事業一般高齢者施策として、介護予防に資するための地域活動の実施及び任意事業として、高齢者の生きがいつくりと健康づくりの推進事業として明確化されまして、全国に広がりを見せたものでございます。

御質問にもありましたように、鹿児島県の霧島市におきましては、市内の企業に転勤してくる若い夫婦が多く、子育てに1人で悩む母親が少なくないことから、介護支援ボランティア制度の活動施設に、保育所や幼稚園、地域の子育てサロンなどを加え、子育ての先輩である高齢者の力を活用し世代間の支え合いを取り入れるなど、新たな取り組みも生まれているところでございます。世代間の支え合いを加味したボランティア制度につきましては、より多くの人が支え手に加わる契機になりまして、介護予防効果の高まりが期待されているところでございます。

なお、この事業に取り組むためには、必要量の調査、あるいはボランティア活動の評価方法についての検討、先ほど申し上げましたように介護予防事業の1つである地域支援事業として位置づけられておりますので、介護保険料が財源ということになりますので、介護保険事業計画での反映が必要となってまいります。今後も先進地の動向について勉強していきたいと思っております。

#### ○教育部長（水谷 勇君）

続きまして、図書館の活用と司書の役割ということで御質問をいただきました。

まず、学校図書館の司書の配置の状況でございますが、司書教諭の配置につきましては、現行、12学級以上のすべての学校に義務づけがされているところでございます。当市の本年度の司書教諭は、小学校9校、中学校4校に配置がされております。また、司書教諭が配置されていない学校におきましては、図書主任が中心となって司書教諭の仕事を行っております。

市図書館の司書職員でございますが、5人の司書が勤務しております。佐屋中央図書館は職員で2名、臨時職員2名、佐織図書館で職員1名の5名でございます。

そして、学校図書の活用状況、授業での活用の中の調べ学習という御質問をいただいておりますが、低学年では国語や生活科などの時間に図鑑を使った鳥や水の中の生き物、花などのつくり、育て方などについて調べ学習を行っております。また、高学年では、社会の時間に百科

事典を使って産業の種類や特徴など、歴史上の人物や出来事などについて調べ学習を行っております。中学校におきましては、国語や理科の時間に図鑑を使い、昆虫のつくりや習性を調べたり、仕事の種類や内容など百科事典を使い調べ学習を行っておる状況でございます。

また、司書の役割と位置づけという中で、司書の役割でございますが、司書教諭は学校での図書活動の中心として学校図書館の運営を進めております。図書委員会の運営、学校図書館の本の整頓や修繕等が主な役割となっております。

市の図書館の活用・連携につきましては、図書館の見学の受け入れや調べ学習の指導、そして手伝い、学校への本の貸し出しなどを行っているところでございます。また、図書館司書につきましては、図書資料の整理や購入図書の選択、または利用者に対して読書案内などをさせていただいております。以上です。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

先ほど答弁の中で、「稲城（イナシロ）市」と申し上げましたが「稲城（イナギ）市」の誤りでございました。大変失礼いたしました。よろしくお願いたします。

#### ○12番（岩間泰彦君）

各部長さん、詳細な説明、答弁、どうもありがとうございました。

図書館の活用につきましては、十分に教育されているとお聞きいたしましたが、本を読むことはすべての基本であり、知識の源でありますので、自主的に図書を活用するよう、一層の御指導を要望しておきます。

それでは、再質問をいたします。

まず、下水道事業について1つだけ質問をいたします。

下水終末処理場の水害・水防対策についてでございます。

内閣府の有識者会議が公表した南海トラフで起こり得る最大級の地震想定では、県内で10メートル以上の大津波が、豊橋、田原市と南知多町に押し寄せる可能性があり、震度の強い揺れは従来の2市町から25市区町村にふえ、弥富市は6弱から7に、愛西市は6弱から6強へと変更になりました。前回の下水処理場の水害・水防対策の質問には、高潮対策として浄化センターの地盤高は設計外潮位に対して余裕を持った高さとなっており、既往最高潮位（伊勢台風時）に対しては海岸堤防が対応した高さとなっており、津波対策もできているとの答弁でしたが、再検討すべきではないかと思っておりますが、どうでしょうか、お尋ねをいたします。

#### ○上下水道部長（加賀 裕君）

ただいまの質問でございますが、実際に前回のときにそのような答弁をさせていただいております。また、県に確認しましたところ、今現在、地震対策に対する満足する構造物だということ聞いております。ただ、25年5月に県の防災部局より新しい指針が出てまいりと思っております。それまではとりあえず、この指針が一番、現在のデータが一番新しいということ聞いております。県はとりあえず今のデータを進めていくということ聞いております。以上でございます。

#### ○12番（岩間泰彦君）

では、安心・安全対策について引き続き質問をいたします。

佐屋駅周辺の整備と安全対策についてでございます。

佐屋駅南側の県道多度線は交通量も多く、西側の信号のある交差点と踏切は20メートルほどで、その間に狭い駅への出入り口があり、雨の日などは送迎の車で混雑する状況でございます。また、駅の東側には線路に沿って南北の狭い道路があり、右折は大変危険ですし、東部用水場は駐輪場となっていて段差となっておりまして、整形・整備が必要ではないかと思っております。3月には下村議員、その前には下村議員と、駅周辺の整備をしてほしいとの地元の声は大変大きくなっております。

そこで質問でございますが、何しろ私は平成18年の6月から何回も質問をいたしまして、その都度、今後の検討課題として延び延びとなっておりますので、私は余り慌てません。来年度以降で結構でございますので、現状調査から入り、まずは行動してほしいと思うがどうでしょうか、お尋ねをいたします。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

予算等の関係もありますので、本年度は職員において現地の状況を平板測量等で把握したいと考えております。来年度以降に調査のための予算等を考えてまいりたいというふうに思っております。

#### ○12番（岩間泰彦君）

どうもありがとうございました。

次に、もう1つ質問します。水位表示と設備についてでございます。

市内区域は、津波による被害よりは液状化が心配ではないかと私は思っております。高浜市の一部地域では、電柱に「この地面の高さは2メートル」というシールを、自分の住んでいる場所や周囲の標高を知りたいとの住民からの要望により張ったとの新聞記事がありました。市内各所に伊勢湾台風浸水位とか海拔ゼロメートル水位の表示が各地に見られますが、市として統一した考え方に基づいて表示を整備したらどうでしょうか。

確認でございますが、各戸に配布された洪水ハザードマップは河川が決壊した場合であり、台風とか津波によって海岸堤防が決壊した場合の水害・洪水は想定していないのでは。また、最大級の地震想定により改正するのかどうか、あわせてお伺いをいたします。

#### ○総務部長（石原 光君）

まず、水位表示の関係でありますけれども、24年度当初予算で公共施設へのゼロメートル表示板ですか、それを設置したいと。一部、昨年度地元の総代さんのほうからも要望をお聞きしまして、そういった地元のほうにも設置したいということで、議会のほうに予算を計上させていただいてお認めいただいたという経緯があります。したがって、当然愛西市内で、マイナスのところもあれば、それ以上のところもありますので、表示の方法というのはそれぞれの場所によって検討すべきものがあると思っておりますけれども、いずれにしても今年度取り組んでいきたいというふうに考えております。

それと洪水ハザードマップの関係でありますけれども、現在、愛西市の洪水ハザードマップ、

各家庭のほうに配布をさせていただいておるわけでありましてけれども、これは当然河川とか大雨などにより堤防が決壊したケースを想定したハザードマップになっています。きのうもちょっとお話がありました木曾川とか日光川、そういったものを想定した中で現状のハザードマップを作成しておりますので、議員が今おっしゃられました海側での堤防が決壊ですね、そういったものを想定して作成したものではありません。ただ、原因が地震であれ台風であれ、堤防が決壊したときのハザードマップは有効でありますので、それぞれの1つの目安として活用していただければいいんじゃないかなあというふうには思っております。

そして、いろいろ今、内閣府のほうでも、南海地震、3連動とか5連動とかいろんなそういった調査に入ったというようなことも聞いております。そして、よりその調査を進める中で、津波予想などもほぼ具体的に出てくるんじゃないかなあというふうには思っています。そういった状況を踏まえた中で、今のハザードマップもそうであります。今の地域防災計画もそうありますけれども、そういった情報を収集しながら、愛西市は愛西市としておくれることなくといいますか、取り組めるところは前向きに取り組んで対応していきたいなあというふうには思っております。以上です。

#### ○12番（岩間泰彦君）

どうもありがとうございました。

最後に、恒例になっておりますので、恒例により市長に1つだけお尋ねをいたします。

7年前に佐屋駅は愛西市の玄関ではとの質問をさせていただいたこともありますが、昨年9月から総合斎苑も稼働し、2年後には統合新庁舎も完成となります。佐屋駅から佐屋宿の三里の渡し、道の駅「立田ふれあいの里」経由、木曾川渡船、船頭平閘門は、点と点を結び線となる人を呼ぶことのできる観光コースではないかと私は思っております。佐屋駅周辺の整備と安全対策につきましては、部長から一步踏み込んだ回答をいただきました。

そこで最後の質問といたしますが、一步踏み出した行動としての市長の考え方をお聞きしたいと思えます。

#### ○市長（八木忠男君）

おはようございます。

岩間議員の質問にお答えをいたします。

佐屋駅の関連につきましては、もう幾度となく過去に多くの議員の皆さんから御質問やら、永和駅もそうであります。先般、湊高駅のトイレの件を兼ねまして名鉄へ出向いてまいりました。名鉄の考え方は、今までもお伝えしておりますように、大変厳しい考え方を持っております。そして、そのとき同時に佐屋駅の現状、ロータリーとはいきませんが、あの駐車場の件も名鉄協商がというようなお話でありました。その苦情も申し上げてきましたし、担当が申し上げます今後の新しい愛西市のまちづくりの中で佐屋駅の件につきましても、独自調査なり、あるいは将来に向けて検討課題としてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

#### ○12番（岩間泰彦君）

ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（加賀 博君）

これで12番議員の質問を終わらせていただきます。

ちょっと時間をずらさせていただきますが、ただいまからお昼の休憩に入りまして、再開は1時再開といたします。よろしくお願いいたします。

午前11時20分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（加賀 博君）

お昼の休憩を解きまして会議を再開いたします。

通告順位13番の3番・吉川三津子議員の質問を許します。

○3番（吉川三津子君）

子供たちにツケを回さないというスタンスと市民の視点で質問をいたします。

本日は、老朽化する公共施設の将来的な支出と持続可能な行政運営について、そして公共施設の維持管理費削減とCO<sub>2</sub>削減の視点から公共施設の節電対策について、この2つの質問をさせていただきます。

まず最初に、老朽化する公共施設の将来的な支出と持続可能な行政運営について伺います。

この問題は、2010年の12月議会、2011年の12月議会で質問しております。また、この議会でも山岡議員も質問されましたが、さらに掘り下げて質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

高度成長期につくられた公共施設及びインフラの老朽化が社会的な問題になっていることは既に市側も承知されていることであり、2010年の答弁では副市長が研究していくと答弁され、その後総務部の中に長寿化の担当ができました。また、昨年2011年の答弁では、施設の老朽化のデータを各部署で集約し、総務でまとめるのが望ましい旨の答弁もありました。

私がこの問題を3度も取り上げるのは、待ったなしの問題であるからであり、市がなかなか分析しないなら、自分で分析し、市側に危機感を持っていただかねばと、本日は自分でデータを集め、分析のグラフも資料として配付させていただきました。この資料につきましては、後ほど少し説明をさせていただきますながら質問をさせていただきます。

そして、昨日の一般質問でも道路の整備や施設の要望などが出てきております。限りある財源の中で、将来の維持管理費や更新の費用も視野に入れ公共施設を整備していかなければならない中、どの政策を優先すべきなのか、その順位づけをする物差しを市は持ち合わせていないのではないか、そして担当部署以外からの要望に対処するシステムもないのではないか、そんな感想を昨日の一般質問の答弁を聞きながら思っておりました。そうした優先順位をつける物差しや、そして横ぐしを刺すようなシステムをつくるためにも、ぜひ本日の私からの提案を参考にし、早期に取り組みをいただきたいと思っております。

そこで質問ですが、この問題を取り上げ提案してから1年半になります。昨日の山岡議員へ

の答弁では、合併特例期間も終わり、膨らむ将来的な維持管理費や改修費、建てかえ費には危機感を持っているとの答弁が繰り返されました。

そこでお伺いしたいのは、具体的にどのように危機感を持っていらっしゃるのか、対策をせねばどのような状況がこの愛西市に待っていると想定されているのか、市の認識についてまずお伺いをしたいと思います。

次に、節電対策について質問いたします。

前回は、P P Sも含めて電気を入札で購入せよということを提案させていただきました。この問題についても、この議会で竹村議員がさらに取り上げてくださり、東日本震災による需要増という厳しい背景の中でも愛西市は検討を続けていくという前向きな答弁があり、評価をしております。しかし、このP P Sの企業の方針等も変化をしていると聞いておりますので、再生可能エネルギーへの補助事業などの動向も見ながらさらに研究し、積極的な取り組みを望んでおります。これは要望でございます。

そして、前回のP P Sも大和郡山市の事例をもとに提案をさせていただきましたが、今回もこの市の取り組みを事例に、照明器具をかえて電気代とCO<sub>2</sub>の削減をしようという提案をさせていただきます。

そこでまず、愛西市における節電対策の現状と課題について、市の見解をお伺いしたいと思います。

あとは次席にて質問をさせていただきます。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、まず1点目の公共施設の将来的な支出と持続可能な行政運営についてということ

で。先ほど議員のほうからの御発言の中にありましたように、公共施設の再配置、長寿命化、そういった視点の中で、昨日、山岡議員のほうからも同趣旨の御質問をいただきまして、それに対してお答えをさせていただいております。そして再度、市として現状の認識といたしますか、どういうふうを考えているかという御質問でありますけれども、きのうもちょっとお答えしておりますように、一方では財政負担の問題、それとあわせて地球環境への配慮といった関心が必然的に社会的に高まっておると。一方ではそういう状況にある中で、既存施設を適正に維持し、有効活用することは、これも繰り返しになりますけれども、大変重要だという認識は持っております。そしてその中で、これは議員各位御承知のように、合併前から旧4町村それぞれ住民サービスの向上とライフライン、あるいは都市機能の充実を図るために、小・中学校や保育園、あるいは公民館、図書館、それからコミュニティセンターなど、さまざまな公共施設を整備されてきたという状況にある中で、その施設を今愛西市として引き継いでいるのが現状であります。

そんな中で、その一方で建設当初から相当な年数がたっておりますので当然施設は古くなる、そんな状況の中で大きな改修や建てかえが必要となる、これが一般的に考えられる状況であります。ですけれども、一方でこれから少子化や高齢化など社会状況の変化もどんどん日進月歩

で進む中で、単純な発想だけでいいのかという部分は当然整理をしていかなければならないと考えております。そして、そういった状況の中で、公共施設を取り巻く環境も、ニーズもそうありますけれども、大きく変化していくのではないかとというとらえ方もしておりますし、議員のほうから資料をいただいていますように、30年、50年というパターンの資料もありますけれども、今現状の施設を、将来を見据えた、これは経費も含めての話でありますけれども、どうあるべきかということを実際に考えていかなければならないという認識は当然持ち合わせております。ただ具体的に、きのうも申し上げましたように、そういう認識はあるにしても、実務のほうはまだ伴っていないというのが実情ではないかなあというとらえ方をしております。

それから、節電対策の関係でありますけれども、先ほど議員のほうから大和郡山市の話も出ました。そして、私ども担当のほうも、奈良県の大和郡山市で、平成21年、23年、24年に照明器具を省電力のものに取りかえて電気代を相当抑制できたという話も聞いておりますし、そういった資料も私ども担当のほうで収集をしております。そして、愛西市においても、統合庁舎（増築棟・既存棟）、それから立田・八開・佐織支所の新築・改修の際には、当然省電力の照明器具、空調機を検討したいというふうに考えております。一方では、午前中の質問でもありましたように、既に照明器具等への対応は一部とっておる部分もありますので、引き続きそんなような考え方で取り組んでいきたいと。当然他の公共施設につきましても、長寿命化による耐用年数等をかながみて、そういった省電力といいますか、許される範囲内でそういった更新といいますか、そういう計画を立てる必要があるのかなあという考えは持っております。

そしてPPS（特定規模電気事業者）、新電力の方針変換のほうの問題もあるんじゃないかというお話でありましたけれども、具体的な方針変換をどうされたかということについて内容はちょっとつかんでおりません。ただ、きのうもちょっと触れましたように、東日本大震災による原発依存の見直しによる、先ほど申された自然エネルギーの関係ですよね、そうした需要の高まりも電力供給の必要性から、PPSを含めた入札による電気料金の削減が一方では見込めにくいと、そんなような話も聞いております。そして昨年、入札による新電力を採用されるある1つの市の例でありますけれども、ESPですか、きのう竹村議員のほうからも話がありましたプロバイダー、いわゆる電力調達先の仲介業者を指すそうでもありますけれども、尋ねましたところ、新電力の需要が多く、入札の応募を、供給可能かどうかを判断し、そういった状況の中で入札を辞退しておると。そんなような状況もありますし、その反面、安定収入を求めた長期間の契約案件にも応募をしておられるようです。現状、担当課のほうとしては、この電力問題についてはそういったとらえ方をしております。

そして、現状と市の節電に対する取り組みといいますか、その関係につきましても、これは昨年から、ああいう状況になりましたので、ことしもそうでもありますけれども、「職場でできる節電ガイドライン」というものを各職員に指針として配付しておりますので、引き続き節電については取り組んでいきたいという考え方で今後も進めてまいります。以上です。

### ○3番（吉川三津子君）

では、順次再質問をさせていただきます。

まず最初に、本日配付をさせていただきました資料について、少し御説明をしながら質問させていただきますと思います。

こちらの左上の資料につきましては、秦野市というところの市の施設白書からとったものでございます。人口が17万人ぐらいの市であります。そのほかの資料につきましては、愛西市の公有財産、施設の資料をいただきまして、それをもとに私のほうで分析し、グラフをつくらせていただきました。環境白書の一部と言つてよいものではないかなというふうに思っております。

これを比較して見ていただきますと、この秦野市、17万人の人口でございます。ピーク時につきましても、5年間で200億円ぐらいの建てかえ及び改修費になっております。それに比べ愛西市は人口が半分以下でございますが、多いときでは5年間で150億かかるという試算が出てきております。この集計の条件につきましては、木造が30年、鉄骨が45年、鉄筋コンクリートが60年で建てかえるということで、30年ごとに大規模な改修があるという想定でつくらせていただいております。そして、解体込みで鉄筋コンクリートで建てかえて1平米当たり35万で試算をさせていただいて、改修については1平米当たり5万の試算でグラフをつくらせていただきました。

ちょっと誤字があったようで申しわけございませんが、左下のところにちょっと誤字がございますので、訂正をまた後でしていただきたいんですけれども。

これを見ますと、左下の2番目のグラフを見ていただきますと、多いときで愛西市は1年当たり30億円の施設を建てるのに経費が必要になってくるという計算になります。大体、平成17年から42年が1年当たり14億円、そしてその後47年までが1年当たり28億円、そしてその後52年までの5年間で1年当たり30億円といった大きな支出が今の計画では見えてまいります。

そして、右側の上の3番のグラフを見ていただきたいと思いますが、グリーンのところ为学校の施設であります。学校の建てかえが集中的にこの時期にやっております。

そしてまた参考にも右の下について、各年ごとにどんな施設をつくったのかのグラフをつくらせていただきました。築30年から50年の施設が集中的に今あるということで、改修がそれに追いついているのかという疑問も私は持っておりますし、改修費がかさむ、そして新しい施設の建てかえが急激にやってくるということは、このグラフでおわかりいただけると思います。

私は、このグラフというものは市側に早くつくっていただきたいということで、この1年半前にこの議会で、早く取り組めということをお願いさせていただきました。なかなかそれが進まないということで、自分でやっぺてしまおうということで、データをいただけてつくらせていただきました。特別なソフトを使ったわけではなく、エクセルで集計しただけでございます。ですから、多分職員の方で簡単にこういった施設白書はできます。私は、職員の方がみづからつくられて、そして危機感を持っていただくということがとても重要ではないかなというふうに思っております。

これは施設のためのグラフでございます。施設のグラフをつくっただけで、これは大変な状況だなど。1年当たりの施設にかかる更新の費用、改修の費用というのは大変なものだなどという

ことを感じたわけですが、そのほかに東洋大が一生懸命にインフラの老朽化について研究をしているわけで、この本も読んでおります。その中で国全体のデータ分析もされておりますので、その手法でいろいろまたほかの分析もさせていただきました。

そうすると、今ある施設を常に新しい状況にしておくには、建物だけで年間13億円、そして道路を大体15年ぐらいで舗装をし直さなければいけないという仮定のもとに計算をすると、道路面積も担当部署に聞きましたが、それをすると年間20億円、そして橋梁については今計画が立てられておりますが、15メートル以上の老朽化計画しか持っていないと思います。でも、今愛西市にある橋梁は15メートル以下も含めて638の橋があります。これが大体50年ぐらいの耐用年数だといたしまして、新しく直すのに5,000万円の費用がかかるというような試算をいたしますと年間6.3億円。そして、上水道につきましては、これは市の水道の管だけですが、それについては50年の耐用年数とすると、常に新しい状況を保つのに4.3億円がかかるということで、今の施設を常に保とうとすると、これだけでも年間45億円ぐらいの費用がかかってくるわけです。これに加えて一部事務組合とか、それから各地域が持っている公民館にも補助とかを出していらっしゃると思いますが、そういったものを加えた場合、恐ろしい費用が今のままの公共施設を維持するのにかかる、年間45億円以上用意をしないと今の施設が維持できないといった状況にあるのではないかと考えております。

そこでちょっと企画部長にお伺いしたいのですが、これだけの費用を捻出するだけの、今、愛西市には余力があるのでしょうか、その点をお伺いしたいと思います。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

答弁の前に、まずこういった貴重な資料を作成していただきましたことに敬意を表したいと思います。ありがとうございました。

それで今見る、年間、建物で13億、道路で20億、それから橋梁で6.3億ですか、そういった金額をお示しいただきましたけれども、現段階の愛西市の財政としましては、これだけの余力はないという判断をいたしました。

#### ○3番（吉川三津子君）

ならば私はすぐに取り組みねばならない緊急の課題であろうというふうに思っております。今まで総合計画とか行革の中で将来的な指標が示されてきました。ずっと私は、この2つだけではとても行革は太刀打ちできない、うまくいかないだろうということを思っておりまして、いろんな事業の統合とか、こういった長寿化の問題を、この議会の中で取り上げさせていただきました。これは早急に取り組むべきで、総合計画と行革の大綱がありますが、そういったものに加えて、これも加えた行革の仕組みづくりをしていかねばならないと思っておりますが、その辺についてどのようなお考えをお持ちなのか、お聞かせいただきたいと思います。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

今、行革のあり方ということでもあります。そういった中で、先日の山岡議員にもお答えをしております。行革としましては、施設管理運営方針というものを20年の7月に作成をさせていただいたところであります。ただこの中には、合併市町村はどこでもそうだと思います。当時

の合併前の町村の規模による同一種類の施設というものが建設されました。市となった今となつては、規模、位置、そういったものが適正なものなのかどうか、こういったものも含め検討をする必要があろうかと思ひます。先ほど議員も試算の中で、現在の施設を維持するとするならばという条件をおつけになられました。そういった根底の問題を、今後、統廃合を含め、今ある庁舎もそうですけれども、どういった形で残すのか、廃止するのか、そういった議論を深めていく必要があるというふうに思ひております。以上でございます。

### ○3番（吉川三津子君）

ぜひそれは必要で、直ちにすべき問題であらうというふうに私は思ひておりますので、その辺についてすぐに取り組んでいただきたいと思ひております。

施設が、必要か、不要か、縮小すべきか、そういった物差しをきちんと持たずして、抽象的に一つ一つの施設が合体すればいいとか、そういう問題ではなくて、総合的に施設を見ていかねばならないというふうに思ひております。そういったことを職員の皆さんに汗を流してもらわなければ自覚を持てただけだと思ひているわけですが、施設の方針をつくられてからどのような議論がされているのか、またその方針でどれだけの財政負担が減るような試算がされているのか、またされていないのか、その辺についてお伺いしたいと思ひます。

### ○企画部長（山田喜久男君）

今のどういった方針でということでもありますけれども、組織的な分野については議論をしてまいりました。せんだって、6月1日に全協の場で統合庁舎後の組織のあり方をお示しさせていただきましたけれども、その中に契約管財課という位置づけをさせていただいております。これは、大きな枠の事務分掌で考えた場合にそういった一元化的な管理ができないか、契約については契約から検査まで一貫してやれないかという大きな事務分掌の中での枠組みとして位置づけをさせていただきました。ただ問題になりますのは、日々の施設の管理、それから運営、そういったものは担当課が一番迅速に動けるといいますか判断できるわけでもありますので、その辺の小さな細かい事務分掌の中で、じゃあどこで線引きをするんだというのも一つの課題として私どもも考へております。

また、じゃあ財政的に検討はという話でございましたけれども、残念ながらまだそこに至っていないというのが現状でございます。以上でございます。

### ○3番（吉川三津子君）

まだそこら辺まで考へが至っていないということですので、少し提案等をさせていただきたいと思ひております。

私もこの問題については、佐倉市とか、倉敷とか、秦野市とか、藤沢とか、いろんなところのデータを集めたり、直接職員の方にお話を聞いてきました。その中で、管財課というところがしっかりとすべての施設の管理を行う、それが一番重要であらうというふうに思ひております。しかし、個々の施設の細かいところまで目が届かない。それは企画部長がおっしゃるとおりです。そのところを施設管理者に定期的に施設の状況とかも報告してもらおうとか、そんなことで1カ所で予算、市全体の今年度の改修費は幾ら幾らということを決められて、それで

命にかかわるものから優先的に上から何番目まで、幾らまでということ、その課がしっかりと市全体の施設の管理をしていく、それがほとんどの、今、先進地のやり方です。それはぜひ取り入れていただきたいというふうに思っております。

とにかく私としては、しっかりと財布のひもを締めるというか、そういった立場で動かされるような部署が今必要であろうということを思っておりますし、道路の補修につきましても、昨日、教育部局のほうから、道路の児童の安全について改修なりしてほしいというような要望がありました。しかし、地域からの総代さんからの要望だけでは、そういった子供にかかわる要望というのはなかなか出てこないわけです。そうすると教育部局は管財課に、こういったことで道路、ここを直してほしい。また、総代さんのほうからは、こういったところを直してほしい。管財課の中で優先順位をつけて、その中で一番命にかかわることとか、それから市として重要に考えているところとか、そういったところをしっかりと物差しをつくって上から取り組んでいくというような仕組みがつくられております。そういったこともぜひ取り入れていただきたいというふうに思っております。

それから、あと多分こうした施設の統合とか廃止とかになると大変問題になるのは、市民の方々の反対が当然起きてくるだろうと。それは多分市としては一歩が踏み出せない理由ではないかなというふうに思っております。こういった先進地におきましてはきょう示させていただいたグラフ、今後このままにしておく、こんなことが起きますといったことをしっかりと皆さんに情報公開することによって御理解をいただいていく、本当に足を使って御理解をいただいていくということをしてしております。ですから、情報公開も大変必要ではないかなというふうに思っております。ぜひそういったことを取り入れて、私は新庁舎ができたときにこれをスタートしたのでは全く遅いと思います。管財課はそのときにできてもいいのかもしれませんが、今すぐできることというのはたくさんあると思います。まずはきちんとした、きょう私はある程度概算で入れておりますので、しっかりとしたデータ分析を市としてしていただくことをまずスタートさせていただきたいと思いますが、その点についてお伺いをしたいと思います。

#### ○総務部長（石原 光君）

私のほうからも、大変参考にさせていただく資料だなあというふうにとらえさせていただきました。

財政的な問題については企画部長が申したとおりであります。全般的な考え方を申し上げれば、やはりこれは全庁的に取り組まなければ解消できない大きな問題だというふうに思っておりますし、新しい部署の設置もそうありますが、そういった中で議員がおっしゃったように、1つの上位計画への位置づけといいますか、そういった位置づけをすることによって、公共施設のあり方について明確になるのではないかなあと、そんなとらえ方もできるんじゃないかなあという考え方を持っております。

それで言葉で幾ら言っておったって、結局ここでのやりとりは、少なくとも議員さん方はこういうものだなと、傍聴の方もそうです、こういうものだなという理解はしていただけていると思います。ただ、これを職員全員が理解しようと思うと、言葉だけでは私は不十分だと思ってい

ます。ですから今の現状を、今、五十幾つ施設があるわけでありませうけど、もっと多いわけですね。その中で優先順位、それから社会情勢の変化を踏まえた中で、一部統廃合も含めた中で、そういった整理を当然していかなければならないというふうに思っていますので、こういう貴重な資料をつくっていただいたことに対しては感謝しますし、またこれに基づいてできるところから進めていきたいなあというのが今の実際の感想であります。また今後ともよろしく願います。以上です。

### ○3番（吉川三津子君）

いろんな手法が、今、私はこちらの本を読んでいるんですけども、手法もいっぱい載っていますし、今、ホームページのほうにもいろんな資料が公開されていて、担当の方といろいろお話ししたら、遠慮なく質問してくださいということもおっしゃって、協力をするという体制も随分できていると思いますので、そういったところもぜひお聞きいただきたいと思っています。

それからあと心配しておりますのは、こういった施設の改修をしたときに、改修の履歴が十分に残っていないなということを私はいろんな部署を回って思いました。老朽化してくればいろいろ直しますが、ここをどういうふうに直したという情報がきちんと残っていません。ある市では、こういった工事の履歴をしっかりと残すということを条例の中でしっかりとうたっているところもあります。この履歴を残すルールを、しっかりと残していただきたいということ。そして、今のいろんな施設があるんですけども、稼働率をしっかりと調べて、あいているところにほかの事業を入れていって、複合してすてきな使い方をしていくというのも一つの方法であり、無駄な施設をなくしていく一つの方法ではないかというふうに思っています。今、指定管理者も随分ふえてきておりますけれども、こういった施設のチェックシートとかそういったものもつくって、早期に大きな老朽化につながらないために、常にチェックをしてくださいということで指定管理者にお願いすることも多分できると思いますので、私は今の段階で老朽化にある程度歯どめができることというのはかなりあるなということを思っています。その点についてもぜひ皆さんにお願いして、早期に第一歩を踏み出していきたいと思っていますので、それについては早い段階でお願いをしたいと思っています。

それから引き続いて、使用目的のない財産についてどうするのかという視点でお伺いをしたいと思っています。

使用される予定がないものについては、全員協議会等でも売却をしていくというような予定も示されたかと思っていますが、こういった整理台帳的なもの、これは整理していくんだというようなものが作成されているのか。また、整理するに当たっての基準ですね、こういった基準でこういったものが整理の対象だと、そういった基準を設けていらっしゃるのか、その点についてお伺いをしたいと思っています。

### ○総務部長（石原 光君）

市有財産の有効活用の一環として、これは昨年、3年ぐらいかけて公有財産台帳の整備をしてきました。そんな状況の中で、普通財産、公有財産という区分があります。その中で、以前

にもこれはお話しした経緯がありますけれども、財産の有効活用の一つとして、売却可能な資産がどれだけあるだろうというものも一応今回整理をさせていただきました。

一方では市有財産の活用について、これは売却だけではなくて、各部局に対して照会をかけております。この資産について、それぞれの部局で活用する計画があったら申し出てくださいと。それ以外のものについては、自主財源の確保の一端ということで売却可能資産として位置づけて計画的に売却をしてきますよというような形を、これは財産評価審議会があるわけですが、一応そういった可能資産を全部そこに提示し、その中でそれぞれの地区にある資産を各部局に対して、活用があればまずそれを検討してくれと。ないものについては、自主財源の一つの確保を図る意味で売却していきますよと。その売却については今年度の一部、鑑定評価の予算も計上させていただきましたけれども、例えば3年なら3年計画でやりましょと、そんな形で今進めておるのが現状であります。

### ○3番（吉川三津子君）

使用目的がないものについては、私は積極的に売却をしていくべきだろうと思っております。今後、昨日も空き家の問題が出てまいりました。これからどんどんこういった土地や家屋については不用になってくるのかなというふうに思っているわけですが、積極的に身軽になっていくというのが市としてはよいのではないかなというふうに思っております。

その中で、私自身、早尾町に寄附された松永邸については大変悩んでいるところであります。昨日も消防部局から空き家の火災についてのお話がありました。そういった面からも、この松永邸については早期に結論を出すべきではないかなというふうに思っております。基本的には私は使用目的がないものについては売却をということを申し上げてまいりましたが、市側としてはこれは売らないというようなお考えをお持ちでございます。それほど維持管理費がかからず、何らかの有効利用ができる手だてがあるならば、それはそれでよしなのかもしれませんが、今現在そういった案を持ち合わせていないならば、NPOとか広く案を募集することとか、意見を聞くとか、そういうことをしながら早期に結論を出さなければ、2年続けて庭の木の伐採等に費用をかけているわけです。そういった面で、今後どのようにされていくおつもりなのか、御意見をお伺いしたいと思います。

### ○総務部長（石原 光君）

松永邸の関係につきましては、当初寄附をいただいてから6年経過をするわけでありまして、当初寄附をいただいた一つの遺言といたしますか、こうして市として使ってくださいよという市に対してのあれが、文化施設といたしますか、文化財施設といたしますか、できるならそういったものに活用してくださいと。議員おっしゃるように、そういった経過がある中で、毎回議会でも話題になっておるわけでありまして、私どももこのまま維持管理費を毎回毎回、毎年度予算計上させていただいて、庭木の伐採ですか、剪定ですか、それを続けていくという考え方はどうかというふうに思っています。できることなら、あれだけの敷地ですので、何とか有効利用を図りたいというのが私どもの考え方です。ただ、売却というお話もありましたけれども、売却という部分であるならば、当時寄附をいただいた松永さん、御本人さんが、そこを

民間に売れば住宅でも建つわけです。そうすると、周囲の状況とか今までの地域の状況も考えたら、それはおやめになったからこういうような寄附をいただいたという経緯もありますので、いずれにしても市としても早いこと一遍そういった方向づけをせないかん時期に来ておるということは重々承知しています。

そしてその中で、NPOの話も出ましたけど、年内には一度職員に、再度、こういったような土地があるんだけど、先ほどの話と一緒にですが、何か各部署で有効活用できる方策があったら上げてくれと。それとあわせて、例えば今申されたNPOさんが使われる、これは一例ですよ、社会福祉的な施設、そういったような計画もできるわけでありまして、これはいろんな幅広い考え方ができると思います。そのケースに応じては、今おっしゃいますようなNPOさんといいますか、そういった参考意見をお聞きした中での方向づけも手法の一つだなあという考え方をっております。ですから、今後早い時期に方向づけをしていきたいなあという考えに変わりはありません。ただ、現状も、吉川議員はよく御承知のように、古い建物です。周りの石垣もああいう状況です。現状を見てみますと、石垣すれすれに建物が建っています。耐震性の問題。建築基準法の問題。仮にあそこの施設をほかの施設に変えようと思うと、開発の問題、都市計画の問題、建築基準法、いろんな制約が絡んできますので、その辺をきちっとクリアした中で活用できるような方向づけをしていかないかんというふうに思っています。

### ○3番（吉川三津子君）

愛西市の施設というのも、統合なり、廃止なり、つくるものは、政策的に子育て関係とかは重視されてきますので、つくらねばならないものはつくらねばなりません。学校の改修、建てかえもせねばなりません。そういった中で、無駄な建物、無駄と言うとしかられるかもしれませんが、優先順位の低い建物は、建てていられるような今の愛西市の財政状況ではないと私は思っておりますので、その点も踏まえて松永邸についてもお考えいただくよう、よろしく願いいたします。

それからあと、こうした寄附の問題というのは、固定資産税の評価がえとかが行われて、そしてお年寄りだけの世帯もふえて、寄附のお話がかかなりこれから今後出てくるのではないかなというふうに思っております。その辺について現状と、それからこういった寄附に対して、いただくのかいただくかないのかの判断の基準もしっかり持っていないと大きな負の遺産をしようことになると思いますが、その辺の判断についてはどうなっているのか、お伺いをしたいと思います。

### ○総務部長（石原 光君）

議員が今1つの例を挙げて言われました、例えば固定資産の評価がえの関係で。それは全くないという言い方はしません。そういった御相談もあるように聞いております。ですけれども、寄附があった場合には、先ほどの市有財産の有効活用と一緒に、こういった寄附の申し出がありますよと。寄附を受けた土地、面積、場所、そういった条件、じゃあ寄附を受けたものが果たして活用できるかどうか。そういったものを当然財産評価審議会に報告をします。そんな中で、先ほど申し上げたように、各部署が寄附を受けた土地が果たして活用できるのかどうかと

いう一つの線からまずは整理をしていきます。市として寄附を受けるに当たって、その土地が活用できないという判断に立てばお断りをすると、そんなような状況で今進めているのが現状であります。

### ○3番（吉川三津子君）

その辺のところを間違いがないように、これから大変な状況になってまいりますので、その判断をぜひお願いしたいというふうに思います。

あと、そういった寄附についても管財課というところで、しっかりと全体の施設の必要性とか、そういったものが判断できる部署、市側にもそういった会議があるようですが、データのしっかりと持っていてデータの判断できる部署というのが大変重要になってまいりますので、そこら辺を早期に、そういった判断ができるような仕組みを構築していただきたいと。秦野市につきましては、市長が言ったからやり始めたんじゃないんです。職員の皆さんが、これは近々大変な状況になるということで、職員の方たちがデータを持ち寄って、今の施設白書を自分たちでつくっています。コンサルは入っていません。私がエクセルでできたので、多分市のほうでもそういったものはみんなの力でできると思いますので、それをまず始めていただきたいんですけど、それは可能でしょうか。

### ○総務部長（石原 光君）

秦野市の例を、先ほどの前の御質問の中にもありましたけれども、私も秦野市の状況を、資料を取り寄せています。あそこは政策部の中に公共施設再配置推進課と特化した課を持っています。そこがちょっとうちのほうと違うのかなあと。ただ新しい部署、新しい統合庁舎ができますれば、そういった管財課という、事務分掌の中できちっと位置づけをしていくということが必要じゃないかなあと。各部署が持つておるデータの今お話もありましたけど、そういうデータも、各部署が施設台帳を管理するのが当たり前のことなんですけれども、それを一元化するということも必要じゃないかなということも一方では思っておりますので、そういったことも念頭に入れた中で、新しい部署ができますので、その中で持つていただく事務分掌というものをきちっと明確にしていく必要があるんじゃないかなというのは思っています。

### ○3番（吉川三津子君）

ぜひ期待しておりますので、よろしくお願いたします。

次に、節電の関係で数点お伺いをしたいと思います。

こちらの大和郡山の職員の方にも何度もお会いして、すごいなということで、いろんな取り組みをされているわけでありまして。先ほど部長のほうからも、大和郡山については調べて、電気代の削減がされているよというお話を確認しているというお話がありました。具体的にかんりの効果を上げていらっしゃるって、庁舎の執務スペースの電気を、今は110ワットが2灯ついて実質220ワット。それを32ワット2灯にして、省電力型インバーターHF蛍光灯と言うらしいんですけども、そういった蛍光灯にかえて、それから反射板をつけてということで、LEDよりも明るいらしいんです。それは、LEDは見た目はすごく輝くんですけども、照度といた面からは、学校で使ってもLEDよりもこちらのほうが明るくて好評だというお話もあ

りました。そうした中でかなりのコストダウンを図っていらっしゃいます。平成21年には2,141万円の庁舎の電気代が1,680万円になったよとか、その後には公民館とか体育館、こちらはかなり効果を上げていらっしゃって、器具代とか何かも1年半ぐらいでもとをとられたというお話がありました。庁舎等については電気代が大体3分の2ぐらいになりましたよというデータ、そして学校についても、本来行政部局というのはなかなか学校分野に入りづらいんですけども、大和郡山は管財課なんですけれども、そこが学校の部局のほうにもきちんと提案をしてやるよといったことが進められています。これはかなり、私も環境問題をやっておりますので、CO<sub>2</sub>の削減にもなるし、電気代も安くなるということで、これは積極的に進めていただきたいなというふうに思っています。

特によく使うお部屋、学校なんかはほとんど使わない教室もありますので、そういったところはする必要はないと思います。だから、常に使うお部屋に限ってとか、今使われている器具ですごく電気が食うものもあるんです。そういったものを優先的にかえることによって、愛西市全体の電気代がかなり削減できますので、これも早い段階で取り組みをしていただきたいんです。そういった蛍光灯をかえて、そして反射板をつけ、そしてなおかつ庁舎にはキャノピースイッチとか何とかと言う、家だとひもがぶら下がっております。こういった普通の蛍光灯の横につけると、ひもがつけられるらしいんです。それでその都度電気が消せるということで、かなり電力の削減ができています。そういったことを愛西市の全施設でできたらとてもいいなと思っています。でも初期投資が大変かかるということで、なかなか取り組みができていない、難しいかもしれませんが、リースという方法で、今と変わらない金額で5年ぐらいのリースを組んで、そして5年目以降には効果が出てくるといったやり方もありますので、今あえて電気の器具に予算を新たに追加する必要がなく、将来的に電気代が削減できるという方法がありますので、その辺をもっと研究して取り組みをしていただきたいと思いますが、その点についてもう一度部長のほうから御意見をいただきたいと思っています。

#### ○総務部長（石原 光君）

今、大和郡山市の例をいろいろ挙げられました。おっしゃるとおりでありまして、相当削減効果というのは上がっています。おっしゃるように110ワット2灯用の蛍光灯の器具を取り外して、それに対しての効果も出ているということも聞いておりますし、こんなことができるのかなあというふうに思ったのは、蛍光灯の中に反射材をつけることによって照度も何ら変わらんと、そんなようなアイデアで取り組んでみえるということも、ちょっともらったデータの中には書いてあります。

先ほどちょっと冒頭の答弁の中にありましたように、長寿命化との絡みも出てくるんですけども、それはその整理として、他の公共施設ですね、教育の関係もありますけれども、アイデアとしては、非常におもしろいなと言ったら語弊がありますがけれども、そういった一つ一つのアイデアを取り込むことによって、PPS、ESPの問題だけじゃなくて、そういった手法が別にあるならば、そういったのも一つの方策かなあというふうには思っております。いずれにしても、PPS、ESP、それから今回の大和郡山市、ちょっと時間はかかるかもわかり

ませんけれども、電力に対する考え方はきのうからお答えしておるつもりでありますので、ちょっと勉強しながら、もしやれるところがあればやっていくのも一つかなという考え方でおります。

### ○3番（吉川三津子君）

いろんなメーカーがあります、この器具には。だから、その中から適したものを選んでいただければ結構かと思うんですが、まずはどの施設でこういった器具が使われているのかというデータ集約をして、そして電気がたくさんかかるような器具を使っている施設については、優先的に待たなしでやっていくべきだと思います。ですから私は、施設についても1カ所にデータを集めて判断をしてほしいというお話をしました。こういった電気器具についても、同じフォーマットで各部署に様式を送って、そこにデータを打ち込んでいただいて1カ所に集約し、まずはここからやりましょうというようなそんな計画づくりをしていけば、私は割に難しく考えることではないかなというふうに考えておりますので、そういった手法で、そういったフォーマットも、今、ネットとか何かに出ていたりとか、メーカーさんがくれたりとかいろいろしますので、そういったものを参考に、こういったものを使って何灯あってどれぐらいの稼働率だということを入れると、大体これぐらいの節約になるというようなものも開発していらっしゃる場所もありますので、そういったものも積極的に活用し、愛西市としてどれだけ節約できるのか。これだけ施設の改修、そして建てかえ、そういったものにお金がかかることがおわかりいただけて、その分というのは節約するか、それかさらに収入をふやすしかないわけですから、そういったきめ細やかな努力をしていただいて、市民の皆さんの福祉が低下しない、多少ちょっとは不便になるから我慢してくださいということがあるかもしれないですけども、福祉が低下しない努力を市のほうでしていただかなければいけないのではないかなというふうに思っております。

最後に市長に、余り市長に答弁を求めることはないんですが、きょうは市長にお伺いをしたいと思いますが、これは私、1年半前からこのお話をさせていただいて、私は大変危機感を持っております。多くの市民の方たちも、一度建てたものが朽ち果てるという認識が大変乏しいです。橋についても、落ちるなんてこともなかなか想定の中にはないわけです。そうしたこともお知らせしながら積極的に取り組んでいかねばなりません。私はいろんな自治体のお話を聞いて、民間の方の採用ということで、うまくこの問題を乗り越えられていらっしゃる事例もたくさん聞きました。そういった方たちにもお会いいたしました。そこで民間採用をしてはどうかということに市長にお伺いしたいのと、それから先ほど申し上げましたとおり、委託なしでもこの問題というのは職員の皆さんで取り組みができるし、こういった問題こそ、職員の皆さんに自覚を持っていただくために、委託ではなく職員の皆さんに汗を流していただきたいと思っておりますが、その点について市長のお考えをお伺いして終わりにしたいと思います。

### ○市長（八木忠男君）

吉川議員の質問にお答えいたします。

まさにきのうも山岡議員の質問の中で申し上げました。職員の提案の会とかを持っておりま

すし、もっともっと今おっしゃっていただいたような、あるいは担当が答えました。今までにもこうした議論はうちの幹部会でもしてきております。民間からの採用もやぶさかじゃありません。考え方は持っています。一層職員に周知しながら勉強してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（加賀 博君）

これで3番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。2時10分まで休憩をとります。

午後1時57分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

通告順位14番の9番・鷺野聡明議員の質問を許します。

○9番（鷺野聡明君）

議長よりお許しをいただきましたので、発言通告書に基づきまして2点の質問をいたします。

1点目としては総合斎苑のさらなる利便性向上をという課題、2点目は自治基本条例作成へのプロセスはについての内容であります。

愛西市総合斎苑が完成し、供用開始してから、はや10カ月が経過しようとしています。大きな事業費を投入し、立派なセレモニーホール付きの愛西市総合斎苑が、多くの市民の方々にさらに利用しやすい施設として再スタートできることを念じて質問をいたします。

大項目1の総合斎苑のさらなる利便性向上をについて尋ねます。

小項目1. 愛西市総合斎苑の建設総事業費と年間維持管理費について質問いたします。

続いて、小項目2. 2つの立派なセレモニーホール、利用率が低いのはなぜ。

愛西市総合斎苑にはすばらしい2つのセレモニーホールがあります。昨年9月から本年5月まで9カ月間、利用率の状況、推移はどのようになっているのか、お尋ねします。

また、月平均の式場の利用数、待合室で初七日法要としての利用数どのようになっているのか。2つの立派なセレモニーホールの利用率が低いのかなぜか。愛西市総合斎苑の管理及び運営に原因があるのではないか。

次に、小項目3. 総合斎苑の管理運営の見直しで初七日法要の2時間延長を制限なしに。

セレモニーホールで午後の葬儀でも待合室での初七日法要の2時間延長を制限なしに見直しをしてほしい。待合室を午後5時までと定めているのは、市民本位の総合斎苑の運営とはとても感じられない。いかに有効に利用していくかは重要な課題。さらなる利便性向上を多くの市民は望んでいる。

続いて、大項目2. 自治基本条例作成へのプロセスは。

小項目1. 自治基本条例の目的と策定の手順と方法について。

自治基本条例策定市民委員会の委員20人が決まり、5月には第2回全体会議が実施された。自治基本条例策定の目的と手順、方法について、市民の皆様にもわかりやすく説明を求めます。

次に、小項目 2. 市民参加の自治基本条例。

行政、市民、小・中学生、高校生、議会、どのような形で意見集約を図るのかお尋ねをいたします。

小項目 3. 市民投票制度などの制定は、近隣自治体への事前情報共有と相互理解が必要ではないか。

自治基本条例への隣接市町村の取り組み状況把握と当市の方針を発信するなど、近隣自治体への事前情報共有と相互理解が重要であると思いますが、市の考えについて尋ねます。

以上、壇上からの質問を終わります。

#### ○市民生活部長（五島直和君）

それでは、御答弁させていただきます。

御答弁させていただく前に、皆様方のお手元にある資料の補足説明をさせていただきます。

本日、2枚の資料をお配りしております。1枚は平成23年度の9月から本年度の5月までの斎場の利用料金並びに利用件数を示した表でございます。もう1枚、A3の横の表があります。こちらは、先般の2月に改定させていただいたときの表を改めてお配りしてございますので、右側の改定後というのは現在の現行でございます。

それでは、御答弁のほうに移らせていただきます。

まず、建設に伴う総事業費についてもお尋ねでございましたが、こちらは基本計画策定費用も含めまして切り上げで約20億8,200万円となります。年間の維持管理についてでございますが、指定管理料と燃料・光熱水費の合計で、23年度は7カ月分で約2,800万円でございます。24年度におきましては、約4,500万円を予定しております。

次に、昨年9月から本年5月までの利用状況についてでございますが、先ほどの資料でも載っておりますが、合計といたしまして、火葬451件に対しまして式場の利用は78件でございました。率といたしましては17.29%でございます。推移といたしましては、御承知のとおり2月に火葬時間や葬儀の時間などの改正を行いましたが、改正前と後で見ますと、式場の利用に関しては改正前16%が改正後20%と徐々にふえております。また、そのうち初七日利用につきましては、約71%が改正後には88%と同様にふえております。月平均の式場の利用数でございますが、5月末までの9カ月で8.7件、そのうち初七日の利用件数は月平均6.8件でございました。

また、セレモニーホールの利用率が低いという御意見でもございますが、公共の施設はできるだけ多数の方々に御利用していただきたいということを思っております。そういった中で、民間の葬儀会場が毎月6割から7割を占める中で、どの程度の利用率で判断をするかというのは大変難しい面はあると思います。利用者アンケートや必要に応じましては葬祭業者との意見交換も行い、皆様からの御意見、御要望をお聞きしながら、より利用しやすくできるようにと考えております。

次に、初七日法要の時間について、2時間の制限ということで触れられましたが、2月の途中の改定以降、33件の式場利用者のうち、初七日法要が1時間という御利用が12件で36%、そ

れから2時間お使いになられたのは17件で52%、初七日を行われなかったという方が4件で12%ございました。初七日の利用時間はいろいろな考えでのやり方があると思われまので、その方法に合った時間帯での選択をお願いしたいと思っております。以上でございます。

### ○企画部長（山田喜久男君）

私のほうからは、自治基本条例作成に関して何点か御質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

まず、自治基本条例策定の目的と手順というところでございます。

目的の関係でございますけれども、自治基本条例とはということの中で、まず自分たちのまちのことは自分たちで考え、自分たちでつくっていく、また決めたことに責任を持つといった地方分権の趣旨を踏まえまして、市民、議会、そして我々行政の役割を明らかにしまして、愛西市の自治に関する仕組みや制度の基本を定めたルールであると理解をしております。講師の先生のお言葉をかりれば、愛西市の憲法づくりですということになるのかなというふうに思っております。そういった基本ルールをつくることによりまして、市民自治の確立、市民が主役のまちづくり、また住んでよかったと思える愛西市の実現を目的に制定するものと考えております。

なお、このことに関しましては、昨年、23年6月の広報から10回の連載を持ちまして、目的やら自治基本条例とはということの中で連載をさせていただいて、周知をさせていただいたところでございます。

また、手順、手法ということでございますけれども、現在、議員からお話がありました市民委員会が立ち上がって作業に入っております。そういった中、市民委員会として幅広く市民の皆さんの意見を集約し、条例に盛り込むべき内容を検討していただくものというふうに考えております。その検討をしていただいた内容を、今度は我々職員のほうが条文化をし、広く市民の方にパブリックコメントを求め、市民委員会と調整を図った中で、議会のほうへ条例の制定をお願いしていくというような、大ざっぱで申しわけありませんが、そういった手順になるかというふうに考えております。

それから、2点目の行政、市民、小・中学生、議会、どのような形で意見集約を図るのかということでもあります。

基本的には市民委員会の皆さんの考えのものと進めていきたいと考えておりますけれども、まず具体的に申し上げますと、市民委員会から御意見が出ておりますのは、市長、副市長、または議会の皆様、それから審議会の委員の方、こういった方との意見交換がしたいという御意見をまずいただいております。当然議会の皆様については、今後御相談を申し上げ、進めていきたいというふうに考えております。

それから、一般市民につきましては、当然一般市民の方がお見えになりますけれども、コミュニティーの推進協議会等々の現在活躍をさせていただいている団体とのグループインタビューというような形も一つ取り入れていきたいと考えております。

そして、一番のあれは小・中学生の分についてはどうだということでもあります。せんだって

も市内の校長会のほうへ私ども担当が出かけまして、趣旨説明やら、協力依頼やらさせていただいております。そういった中で現在考えておりますのは、小・中学生に対してはアンケート調査を実施したいと考えております。そうした中で、その子供さんの保護者の方の御意見もあわせてアンケートに盛り込めないか、そんなようなことも考えているわけでございます。

それから、次の近隣市町の取り組み状況把握と当市の方針の発信ということでございます。

実は昨年4月に県下、また三重県、岐阜県には、一部の市に対しましてアンケート調査を行いました。そういった中で県下では、1年前で申しわけありませんが、この時点ですけれども、策定済みが12自治体、それから策定中とお答えいただいたのが愛西市を含めて3自治体ございました。これは愛知県下での話でございます。最近では一宮市さんが23年1月に制定したというふうに聞いております。また、海部津島地区については策定予定はないというふうにお聞きをしております。当然、今、議員おっしゃいますように、この海部津島地区におきましては、広域行政という中で非常に緊密な関係の自治体の構成になっております。そういった中で愛西市の考え、方針、こういったものをあらゆる場の中で伝えていきたい、発信していきたいというふうに考えております。以上でございます。

#### ○9番（鷺野聰明君）

自席から再質問させていただきます。

斎苑の運用改善について再質問をいたします。

2つの立派なセレモニーホールの月別利用数の推移と待合室で初七日法要としての利用数、皆さんの手元に行っておりますのでお目通しを願いたいなあというふうに思います。

今、答弁として市民生活部長がさらっとお答えをいただいたんですけども、言っておる趣旨がよくかみ合っていないような気がいたしましたので、さらに深く突っ込んで質問をいたしたいと思います。

利用回数、率は低いと思います。今、部長に説明していただきました昨年の9月から本年の5月までの実績の推移、あるいは収入を見て率直にどのように感じられるのか、あるいはこの状況に満足しておられるのか、その辺をお願いしたいと思います。まずお願いします。

#### ○市民生活部長（五島直和君）

先ほどのお答えでも言いましたが、数というのが、いろいろと御判断もあろうかと思いますが、できるだけ利用していただくというのが私どもの確かに希望でございます。そういう中で満足しているかどうかという、できるだけというような言い方しか今のところはできません。

#### ○9番（鷺野聰明君）

先ほど、総事業費が20億8,000万ということで、大きな事業費をかけて、地元の西保町の皆さんには本当に御苦勞をかけ、あるいは推進の議会の皆さんにも御苦勞をかけて協力させていただいて立派に完成したわけですが、今の答弁では何か、市民の思いが伝わってこないですね。というのは今のA4とA3かな、ちょっとA3のほうを見ていただけますか。

現行の使用料金、そして右側が改正後の使用料金、利用時間などというふうにご覧

ます。A3のほうの改正後の右下「利用時間など」というところの「待合室」と書いてある下のほうの部分ですね。待合室、①火葬から収骨までの時間が90分、式場を使用された方が火葬に引き続き初七日を行う場合、2時間以内で延長することができます。ただし、火葬開始時間⑤14時30分が火葬、⑥15時30分火葬の場合は、初七日の時間が制限を受けますというふうにうたってありますね。これは役所の都合で制限をしているのではないですか。利用者、市民の方に本当に利用してもらおうという気持ちでこういう制限をしてみえるのか、率直な部長の意見をお願いします。

#### ○市民生活部長（五島直和君）

こちらにあります表で、例えば6番で15時30分を例に出しますと、9月からこの5月の中で、民間の会場等でも葬儀・告別式が行われた中におきまして、この3時半からの火葬時間というのは利用されておられません。まず1点。その後、もう1つ前の2時半からにつきましては、先ほど申しました1時間という制限の中で、待合時間等も含めた中で対応していただいておりますというのが現状でございます。

#### ○9番（鷺野聰明君）

今、部長はよくわかってみえないと思うんですけども、セレモニーホールで午後1時の葬儀、そしてまた午後2時の葬儀が、この5番、6番にひっかかってくるわけですね。これが初七日で2時間とれないから予約がされていない。予約がされていないから実績に上がってこない。市は必要ないという判断だと思うんですけど、入り口で絞っておいて利用がないということはないんじゃないですか。4つの火葬時間も6つにふやされた、市民に利用しやすいように選択肢を広められた、これは非常に結構なことだと思うんですけど、広げられたら、それに当然追随する火葬やら、あるいは初七日法要というのにも必要だと思うんですよね。午後1時の葬儀でも、槇の間や立派なセレモニーホールを使ってほしいですよ。午後2時でも使ってほしいですよ。けど1時間とか待合室がゼロの時間では、使いたくてもよその斎場へ行かれるんじゃないですか、あるいはほかの料理屋へ行って初七日法要をやるとか。制約しておいて、そういう言い方はないんじゃないですか。多くの市民は利用したいと言ってみえるんですから。運営の一部を改正して大きな費用がかかるんですか、答弁をお願いします。

#### ○市民生活部長（五島直和君）

制約というような今の御指摘でございますが、前回改正させていただいたときに確かに4つの時間から6つに広げさせていただいた、これは現実的なお話でございます。先ほど1点言いました広げた中におきまして最終の6番の3時半からというのは、民間を使われてもこの時間に火葬で運び込まれる方がないということで、これは何かどうしても御都合があるときにという意味も含めまして窓口を広げておるといことも踏まえます。

また、もう1点それについて、済みません、御質問をもう1回お願いします。

#### ○9番（鷺野聰明君）

何か時間を制約することの理由をずっと並べてみえるようですけど、せっかく6つの火葬の時間をつくってもらったんですから、2つのセレモニーホールを使ったら、一般の収骨から初

七日法要まですべて2時間の待合室利用を認めたらどうですか。お通夜でも16時から翌日の16時まで利用できるんですよ。どなたか1人は留守番も見えるんじゃないですか。お願いします。

**○市民生活部長（五島直和君）**

先ほどのまず1点、費用の関係がたしか御質問でありました。そちらからお答えさせていただきます。

管理時間を延ばすことによりまして、指定管理を設定させていただいたときに開館時間というのを設けて、それによつてのプレゼンテーションで指定管理料がはじき出されておりますので、万が一管理時間を延ばすことになると、当然新たな費用というのが協議の中に出てくるかと思ひます。

それから、公の施設を管理運営するに当たりましては、どの施設におきましても条例・規則等で開館時間を規定して、それぞれの利用時間内で利便性を考慮して運用しております。これが直営であろうが指定管理であろうが同様でございます。また、今回、この斎苑の条例・規則を定めるに当たりましては、各地の先進地での同様な施設も参考にさせていただいて、このような時間帯で設定させていただいております。

あと通常管理につきましては、火葬棟と通夜・告別式の式場棟とは別で管理という夜間の管理形態になってきますので、その辺を御理解いただきたいと思います。

**○9番（鷺野聰明君）**

再質問します。

このA3の利用時間などの分とA4の利用状況、これは利用できる日にちというのは、大体1カ月に5日から6日ぐらい友引の日があるわけですね。そうすると、5日か6日を除くと1カ月に25日あるんです。25日を2つのセレモニーホールがあるからフルでいくと50件使えるということは、分母が50なんですよ。これはずっと五、六カ月見ておると、1月は10件、2つの蓮と楨で10件、2月が9件、3月が10件、4月が10件、5月が9件、9件から10件でずっと推移しておるんですけれども、これは50分の10なんですよ。50分の10ということは、稼働率が20%ということなんですよ。そういうことを、この実績表を見て、利用状況を見て、いかに利用されているのが低いのかということを感じてみえませんか。

**○市民生活部長（五島直和君）**

私が冒頭のいろいろお答えの中で、民間の葬儀場等が毎月6割から7割を占める中での稼働率の2割ということでございます。また、そういった中で、先ほど言いました、確かに計算上は部屋×日数で成り立ちますが、公の施設、これは斎苑に限りませんが、それですべて埋まれば、確かに議員言われるようなありがたい話ですが、そういうところは稼働率というのは、100%というのはあくまでも理想でございますが、その中で100というのはなかなか難しいと思ひます。

**○9番（鷺野聰明君）**

部長、また勘違いしてみえるんですよ。私は100なんてことは一切言っておりません。20というのをせめて倍の月20件ぐらい使ってもらえたらなという願望ですし、20億で建設するに

ても、ある程度想定してみえると思うんですよね。月に10件で仕方がないわということだったら、1つでよかったんじゃないですか。私はそう思っていませんけど、2つでよかったと思っていますし、賛成してきた議員ですので、この辺に若干反対の議員も見えますけど。賛成してきた議員、あるいはOBの議員も一生懸命なんですから、担当の部長が現状をやむを得ないというような評価では、全く利用率が思ったより低いと、何とかして少しでもサービスをよくして、職員で、市長さんや副市長さんも交えて、たとえあと2件でも5件でもふやそうという気持ちになって、歌手で北島三郎というのがいるんですね。「トントントン」という歌があるんですよ。これはまさに、この「トントントン」なんです。大きな決断をしなくても、市民の使い勝手を主に置いたら即刻、すぐはふえませんが、ただし5番と6番の場合は初七日の時間が制限を受けますよという、こういう項目は消してほしいんですよ。いつでも使ってくださいと、使いやすいセレモニーホールは。なぜそうやって言えないんですか。お願いします。

#### ○副市長（山田信行君）

いろいろと御指摘をいただきましたけれども、私どもも利用率をアップしたいがために利用者の皆様の素直なお気持ちを聞けるように、アンケートだとか、また斎苑の職員にもそういったことの聞き取りなどをお願いしております。今回私ども火葬の時間帯を6組使えるようにしておりますけれども、この関係について、果たして3時半以降の利用の関係などもどうして使われないかということ斎苑の職員に聞きましても、特に苦情があって使われていないのではなくて、この地域の葬儀の風習ということからいけば、葬儀の時間は遅くても2時スタート、そういった時間帯だと思っています。そして、今、利用状況を見てみますと、23年度の7カ月では16%でしたが、24年度、今年度2カ月を見ても20%と多少なりとも上がっております。私どもが参考にしました関市や安城市の通常の使用率が35%から45%くらいの範囲で推移しております。そういうことからすると、私も心当たりの方に、なぜうちの式場が使われていませんかということをお尋ねしたことがあります。そうしたら、既に従来から民間の式場などの互助会に入ってあって、まずは1回は使わないと何らかの元手がとれないというような、そんな感じの御返事がございました。ですから、これから我が愛西市も1年、2年とたっていけば、おのずと施設は立派、中の利用のしやすさもいいということで、利用率の向上には絶対つながっていくと思っておりますので、いましばらくの時間は必要ではなかろうかと思っております。

#### ○9番（鷺野聰明君）

今、副市長さんから、地域の風習で午後2時以降はないと言われたんですけど、まさにそれなんです。私が言っておるのは、午後1時か午後2時の葬儀でも、90分後の収骨が終わってから2時間とれるようにしてくださいと。3時とか4時の葬儀のことを言っておるんじゃないんですよ。葬儀は1時とか2時です。葬儀が1時か2時ということになると、火葬が14時30分とか15時30分になるわけですね。昼から遅い葬儀のことを言っておるんじゃないです。1時からやると、2時まではあると思うんですけど、少なくとも6つの時間の火葬に対して2時間が利用できるように、そして「ただし」という項目、「制限を受けます」という項目も利用案内パンフレットから消してほしいです。また多くの市民もそう言っていますし、鷺野君頑張れや

という人もおってくれるんですよ。これは私が思っておるのなら、こんな失礼なことは言いませんけど、頑張れやと応援しておる人が多いもんで言うわけです。本当は今月は一般質問をやるつもりじゃなかったんですけども、そういう人が余りにも多いもんで、20億8,000万使った2つの立派なセレモニーホールが、そんな100%とかは何とか言いません。今は20%だけれども、25とか30になるように最善の努力をしてほしいし、管理運営は一部見直しをせないかんかもしれませんが、初七日の時間が制限を受けますという項目は少なくともなくしてほしい。1年後のことしの9月1日には、ぜひ制限を撤廃しますと。市民のためにやりますと。しかし、これはそんなに急激にふえるという保証はありませんけど、少なくとも間口は広く、市民のために頑張りますということをぜひぜひ、役所の見方でやるんじゃないで、矢印があって市民の利便性、そして財政の健全化。せつかくある建物を利用しないでは、結局お金の無駄遣いというふうに言われても仕方がないわけですね。現状は若干そういう部分もありますけれども、合併特例債も使って、5年間据え置きですか、いつから借金返済は始まるんですか、教えてください。

**○企画部長（山田喜久男君）**

今、据え置きが5年というお話ですけども、間違っておったらごめんなさい、1年と理解しておりますので。

**○9番（鷺野聰明君）**

いいことを聞きました。ありがとうございます。

1年ですから、ことしの9月から借金の返済が始まるんです。そうすると、今、140万から150万の収入を、200万とか250万を目指して少しでも使いやすいように、御無礼ですけども、本当に真剣に市民のために考えていただきたいなあと。また、管理委託されている業者にも一度お尋ね願って、可能かどうかということもお尋ね願って、ぜひ8月広報ぐらいに載せていただいたら、お礼にお邪魔しますので、再度答弁をお願いします。

**○市長（八木忠男君）**

鷺野議員の質問にお答えをいたします。

いろいろ御指摘いただきまして、ありがとうございました。

私ども、市民の皆さんにサービスを悪くなんて決して思っておりませんし、おっしゃっていただくとおりであります。考え方は同じであります。そして、見直しをしてきました。現状の形でしばらくさせていただきますと、これもお伝えしてきました。現状の形でさせていただきます。そして5時以降、無制限とか制限なし、これはできません。他のあらゆるいろんな施設から、いろんな意見が出ております。体育館にしろ、運動場にしろ、すべてそうなんです。それをみんな我慢してお願いして、決まり、ルールの中で進めております。市の考え方は現在そういう考え方でございますので、御理解ください。

**○9番（鷺野聰明君）**

市民は市の考えに従えということだと思んですけど、そうじゃなくて、実際に使えるセレモニーホールが2つあるわけですので、だから使いやすいようにしてほしいということをも市民

が言っておるわけですよ。だから、本当に使えるように、1時間か、あるいは2時間のことだと思うんですけど、月に2日か3日あるかわかりませんが、ぜひ真剣に、9月1日から、返済が始まる時期から、使用料の総収入が少しでもふえるように、返済に回せるように御尽力を願いたいなあというふうに思います。これは重ねてお願いしていきたいと思いますので、お願いします。

それから、2点目の自治基本条例作成のプロセスについては、ほぼ理解をできたように思います。私はこの点について一番心配しているのは、部長さんにももう伝わっていると思いますけれども、自治基本条例の中で市民投票制度というのが当然入ってくるかと思うんですけども、最近のように、防災、消防、あるいは休日診療所とか、あるいは環境組合とか、これから広域でいろんなものを協議していかないかという中で、愛西市だけ、3市2町1村に事前にこういうことを進めますよということを総務部長さんなり何なりにきちっと報告に行って、了承ではないですけども、御理解を願うような形で、これからやっていくというふうがいい回答をいただいたもんですから、それで結構な御答弁だと思いますけれども、愛西市だけ単独で市民投票条例がいきなりできたとかいうようなことのないように、隣接の市町とも仲よく、信頼関係を構築される中で、せつかくのことですから、ぜひ立派な自治基本条例をつくっていただきたいなあというふうに思います。再度最後に質問して終わりたいと思います。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

今、住民投票の関係で御心配をいただいたと思っております。冒頭の説明でも申し上げましたように、この海部地区、議員も今おっしゃいましたように、いろんな広域の中での施策が進められております。そういった中で、市民委員の方々の御意見も尊重して進めるわけですが、やり方として一例を挙げさせていただきますならば、例えば「住民投票をすることができる」でとめるという市もあるようであります。常設の住民投票条例までは設置しないというような、主流といいますか、流れが主じゃないかなというふうに考えております。そういった中で、市民委員会の皆さんと意見調整を図りながら進めていきたいというふうに考えております。

また、近隣の市町との連携については、御心配いただくとおりでございますので、今後いろんな機会をとらえて、そういった情報発信に努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

#### ○議長（加賀 博君）

これで9番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は3時ちょうど再開いたします。

午後2時48分 休憩

午後3時00分 再開

#### ○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

通告順位15番の14番・加藤敏彦議員の質問を許します。

#### ○14番（加藤敏彦君）

私は、住民が平和で安心して暮らせる政治を求め、一般質問を行います。

きょうは3項目について一般質問を行います。1項目めは平和行政の推進について、2項目めは勝幡駅周辺整備事業について、3項目めは子ども・子育て新システムについてです。

1つ目の平和行政の推進についてであります。6月7日、国民平和行進が愛西市を訪れ、佐織公民館で行われた歓迎式では、八木市長、加賀議長から激励のあいさつと、市長、副市長、教育長さん、そして市議会議員全員の核兵器全面禁止を求める署名が行進団に手渡され、大きな拍手が起きました。皆さんの御協力、本当にありがとうございました。

行進団を代表してあいさつされたのが、ことし80歳の山口逸郎さん。この方は37年前に平和行進の映画を撮られた方で、昨年、映画のDVD化を機会に行進を決意されたそうです。議長さんも、この参加者の皆さんも、80歳という年齢にとにかくびっくりでありました。

核兵器廃絶については、2015年、核不拡散条約再検討会議に向けて取り組みが始まっております。ことしは4月にウィーンで準備会議が行われ、日本からも137万筆の署名が届けられています。核兵器をなくすためには、原水爆禁止世界大会の成功や次期核不拡散条約会議の成功に向けた国内外の世論の高まりが求められます。

さて、愛西市では平成17年に非核平和都市宣言を行い、合併前の平和行政を引き継ぎ発展させてまいりました。特に7月に取り組んでおります平和コーナーの折りヅルは年々ふえて、昨年は5万4,000羽を非核平和広島派遣事業の中学生代表に託すことができました。引き続き平和行政を発展させるため、市として取り組むことについて要望いたします。

1つは平和市長会議への加盟であります。これは1982年に広島市の荒木市長が、核兵器廃絶に向けて都市連携推進をとということで提唱されているもので、現在国内では1,146の自治体、愛知県では32の自治体が加盟しております。昨年は弥富市を初め11の自治体が、ことしは3つの自治体が加盟をいたしました。県内では6割が加盟する状況となっております。

2つ目は、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）が作成をいたしました「ヒロシマ・ナガサキ 原爆と人間」のパネルの購入と展示です。広島と長崎の原爆投下から67年、戦後生まれの割合が75%を超え、被爆体験の風化も言われています。ことし、この日本被団協が新しいパネルを作成いたしました。これは30枚セットで、説明もついてわかりやすいセットで、約3万円ほどのパネルであります。愛西市としてこの原爆パネルを購入して、展示など積極的に活用していただきたいと考えます。

3つ目は、非核平和広島派遣事業の中学生代表の平和祈念式典での発表であります。ことしは8月6日から15日まで平和週間を設けて、初めて平和祈念式典を行う予定です。ここで広島に派遣された中学生の代表の発表の場を持っていただきたいと考えます。これまで中学生の代表の発表は、学校の文化祭などで行われ感動を与えておりますが、市民にも直接参加者の感想を聞く場をぜひつくっていただきたいと思っております。

平和行政に関して2つ目は、大飯原発再稼働についてお尋ねをいたします。

原発の再稼働については、野田首相がこの再稼働を決断し、今、地元福井でも再稼働の立場

での手続が進められております。しかし、前総理の菅総理は、原発から離脱すべきだという考えを持っておられます。この原発の再稼働について、日本共産党は5つの問題点を今上げております。1つは福島原発事故の原因が究明されていない、2つ目には政府が決めた30項目の安全対策さえ実施できていない、3つ目には東日本大震災を受けて地震・津波の学問的知見を見直す必要が出ている、4つ目には地元の避難計画ができていない、5つ目にはまともな原子力規制機関がないということであります。こういう問題点がありながら進めるということは、まさに安全神話をもう一度つくっていくことになるのではないのでしょうか。

愛西市は大飯原発から約100キロ地点にあり、風向きによっては大飯原発の放射能が数時間で届く位置にもあります。この再稼働について、また脱原発について、市長の考えをお尋ねしたいと思います。

2つ目に、勝幡駅周辺整備事業についてお尋ねをいたします。

勝幡駅は駅前広場事業が進められ、平成23年度には駅西の踏切が拡幅されました。平成24年度には駅北側の周辺整備事業が行われ、平成25年度には駅南側の周辺整備事業が行われ完成の予定であります。住民からは、踏切が安心して通れるようになったとの声が寄せられておりますが、一方、踏切北の道路が危なくなったなど交通安全について心配の声が出ております。日本共産党は、名鉄勝幡駅アンケートを利用者や駅周辺で行い、住民の声を聞かせていただいております。お手元に勝幡駅前広場の地図と、もう1枚はアンケートの声を用意いたしました、資料として。

どんな声が寄せられているか紹介いたしますと、殺風景過ぎるので、植樹してよい雰囲気にしてほしかった。

踏切北のT字路であります、とても危険だと思います。北方向より入る場合、西からの状況はカーブミラーでしかぎりぎりの確認はできません。これは訂正ですね。これはもう1つ西のT字路ですね。風などでミラーの向きが変わると全くめくら運転になります。自転車・歩行者等も多く、交通量から見ましても早急に見直す必要があります。

駐輪場のことですが、どうして無料にするのですか。駅に近く便利であり、勝幡の人は使わず稲沢市の方が多いのでは。シルバーの人でも使い、料金を取るべきだと思います。そして、アオバ美容院のところですが、交通事故が必ず起きると思います。

小津橋からピアゴまでの自転車・歩行者の通り方を調査してみてもは。人それぞれで交通ルールがなっていません。カーブは、駐車場の北を東に向ける道をT字路にして、信号をつけてはという声。

それから、歩行者・自転車は迷路みたいで何だか危なく、事故が起きる可能性が高いように思われます。

歩くにはよくなったが、北の道路は事故がいつ起きてもおかしくない。とても危ない。このままで工事が終了するなんて信じられない。何らかの対処をとってほしいと。

それから次が、駐輪場は広くなり、駅に近くよくなった。屋根があるとなおよい。踏切を歩行者は安全に渡れるようになった。駅前の道路は車では進行しにくい。

駅周辺の道路が狭く、通行しづらい。ワンボックスカーにかえたのだが、通るには危ないので迂回路を利用するようになり、遠くなって不便。

自転車を下図のように渡りますということで、これは勝幡に銭湯がありましたが、その駐車場の前に細い道がありますが、ここを渡るとということで、いつ事故に遭うのではと思いつつながら通ります。

駐輪場が西に移動したことにより、自家用車の送迎が邪魔になった。車と自転車の接触事故の危険性も高まっているのではないかと。

地下道をもう少し明るくしてほしい。コインロッカーやコンビニエンスストアがあると便利。ぜひたくを言えば、駐輪場に屋根があると嬉しい。

駐輪場の出入り口付近に車が三、四台停車していることが多く、事故につながるので、できればあの付近に停車するのはやめてほしい。踏切沿いを歩く人も、車が邪魔して通りづらいです。

このような声が寄せられておりますが、このような声をまとめてみますと、ちょっと地図に丸をつけましたが、踏切北のT字路、またその西の今工事しているところと既設の道路の交差点、それからもう1つ北側の先ほど紹介がありました駐車場の前のところ、ここら辺が事故が心配される場所だと思います。アンケートはまだ寄せられておりますが、住民の声をまとめると、現在の危険と思われる場所が明らかになりました。

勝幡駅は、20億円を使った勝幡駅前広場事業が、工事をやったことによって以前より危なくなつた、やらないほうがよかったと言われなければならないと思います。駅前広場事業は、勝幡小学校が隣接しており、安全第一で整備を進めてほしいと考えます。安全対策や交通計画についてどのように考えられておるか、お尋ねをいたします。

3項目めですが、子ども・子育て新システムについてお尋ねをいたします。

今、国会で審議されている社会保障と税の一体改革、消費税の増税を財源として子ども・子育て新システムも提案されております。これは、これまでの公的保育を変える幾つかの問題点があると思います。1つは、保育ニーズは市町村が把握し、国が把握しない。2つ目には、市町村の保育の実施事務、これは児童福祉法第24条に述べてあることですが、これが削除される。3つ目には、入所は保護者が直接保育所に契約するようになる。4つ目には、保育に株式会社などの多様な事業者の参入を認め、株式の配当も認める。保育をもうけの対象にすると。このような問題点があると思いますが、市としてどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

以上、壇上の質問を終わり、次席にて質問をさせていただきます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

まず、平和行政からお答えをさせていただきたいと思っております。

平和市長会議の加盟でございますが、先ほど質問の中でも申しておられましたように、加入している自治体もあるわけでございますが、当市といたしましては、もうしばらく近隣の市町村の状況を見ながら判断していきたいというふうに思っております。

それから、原水爆被害者団体が作成をいたしましたパネルの件でございますが、現在愛西市においてはパネル展示を毎年3カ所で行っておるわけでございますが、これは以前購入したものが二組ございまして、それを展示させていただいております。本年ですけれども、8月6日から15日までは平和祈念週間といたしまして、8月9日には平和祈念式典を行うわけでございますが、その期間中、そういったパネルの展示も計画をいたしておるところでございます。購入につきましては、予算等のタイミングもあろうかと思っておりますので、今後の課題というふうにさせていただきたいと思っております。

それから、平和祈念式典での中学生の代表による広島派遣の発表でございます。先ほども申し上げましたように、9日に祈念式典を行うわけでございまして、派遣につきましては8月5、6ということで、日にちが間が余りありませんので、今年度の方の発表をということにはちょっと難しいかなというふうに思っておりますが、昨年の経験をした方の発表ですね、そういったものは計画をしていきたいなあとは思っております。ただ、本人さんが発表していただけるのか、それか本人さん等が都合が悪ければ、例えばかわりに朗読の会の方々だとか、そういった方々にかわって発表していただくとか、その手法はまだこれから詰めていきますが、そういったことで考えているところでございます。

平和行政につきましては、以上でございます。よろしくお願いたします。

#### ○市長（八木忠男君）

私のほうからは、原発再稼働についての御質問であります。

先ほど質問の中にもありました、国、総理大臣が国策としての考え方も説明をしてお見えでありますし、そこへ入るところではありませんけれども、個人的には、国・県、そして市町、最終的には地域住民の皆さんに安全を確認ができる説明をしていただいて、早く再生エネルギーなどの説明をしていただいて、なおかつ地元住民のオアケーが出たら再稼働はやむを得ないのかなと思っておりますけれども、いずれにしても将来的には代替エネルギーの確立が必要ではなからうかと思っております。

そして、市長会議の件、部長からも申し上げましたが、これは何度もお聞きしておりますし、この間も加藤さん、一緒に来てもらった方と、そこでもお伝えしてありますので、状況判断をしてちゃんとしますと言ってございますので、よろしくお願をいたします。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

勝幡駅西の踏切北側交差点等の安全対策や交通計画についての御質問ですが、御利用いただくために第1に考えていかなければならないことは、安心・安全に利用できることです。周辺整備事業の計画段階において、幾度も公安委員会と協議を重ねてまいりました。まず、小津橋から駅へ向かう建設予定の、今、歯科医院のところから駅へ進入する道路、勝幡停車場線ですが、これについては、この道路が優先されていきます。その先の道路と踏切の間の北側の交差点部分につきましては、距離が短いということなどから、信号設置や一たん停止などの規制というのは難しいという公安委員会からの意見はいただいております。また、歯科医院の北側の交差点部分のお話もございましたが、これにつきましても交通安全対策の中で考えていきたい

と思います。いずれにいたしましても、24年度の工事が完了した後、事後調査等をしまして、極力交通安全を確保できるような形で整備をしたいというふうに考えております。

### ○福祉部長（加賀和彦君）

続きまして、子ども・子育て新システムに関する御質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

昨日の新聞報道でございますけれども、現在、社会保障と税の一体改革の関連法案に関しまして修正協議が行われておりまして、厚生労働大臣は、総合子ども園の創設にこだわらず、現行の認定子ども園を拡充する方向で検討する意向もあるというようなことも報道されておりますので、なかなか不確定な部分が多々ありますが、今まで私どもが見聞きした中でお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

まず、1点目の保育のニーズについて、市町村が把握をすることになって国が把握しないのではないかとございまして。

市町村におきましては、潜在ニーズを含めた地域での子供・子育てに係るニーズを把握した上で、管内における新システムの給付・事業の需要見込み量、提供体制の確保の内容及び実施時期等を盛り込んだ市町村新システム事業計画をつくることになっております。本計画のもとに、給付・事業を実施するということになるわけでございまして。したがって、私どもとしては、逆に地域での基盤整備の責任と申しますか、そういったものが私どものほうにより重くなるのかなというふうに思っております。これは2点目の実施義務、児童福祉法の24条ですけれども、こちらを削除するわけでございまして、そういった削除はされますけれども、市町村といたしましては必要な保育を確保する措置を講じなければならないということになっておりまして、市町村を中心として児童福祉法と子ども・子育て支援法の2本によりまして、すべての子供の健やかな育ちを重層的に保障する仕組みであるということで、責任が後退するものではないということになりまして、逆に市町村としての責務が多くなるのかなというようなことは感じておるところでございまして。

それから、入所は保育所に保護者が直接出かけて契約をするというものでございまして。これは直接契約ということになるわけでございまして、市町村といたしましては、保育の必要性の認定を行うとともに、保護者の保育所探しや利用契約の締結を支援するということになっておりまして、市町村から全部手が離れるというものではございません。また、ひとりおや家庭、あるいは虐待のおそれのあるケースの子供については、優先利用の認定も市町村が行うというようなこともあるようでございまして、ますます市町村の役割が大きくなっていくのかなというふうに感じておるところでございまして。

それから、保育に株式会社などの多様な事業者の参入を認め、株式の配当も認めるというようなことで懸念を示されておられます。この法律ができて参入をする場合におきましては、指定基準というのができて、それは客観的で質の確保をされた指定基準だというふうに言われておりまして、そういったもとに指定をしていくことになると思っております。また、この指定については5年ごとの更新制ということも聞いておるわけでございまして、そういうことが

ありまして定期的にチェックできる仕組みになっているというようなことを聞いております。  
以上でございます。

○14番（加藤敏彦君）

それでは、再質問を行っていきます。

まず、1項目めの平和行政の推進であります、平和市長会議の加盟については、市長が状況を見てということで、時期を探っておられるというふうに受けとめておりますが、ぜひことしの8月6日から15日に行う平和週間に間に合うように決断をいただきたいと思っております。強く要望したいと思っております。

それから、2つ目の「ヒロシマ・ナガサキ 原爆と人間」パネルですけれども、予算の伴うことでもありますので、幾ら3万といっても予算が必要なことでもありますので、予算計上のタイミング等もありますが、これは被爆者の方が被爆の風化をさせないという決意の上でつくられたもので、予算の検討をする立場で進めていただきたいと思っております。

それから、3つ目の広島平和派遣事業の式典での発表ですが、年度計画の中で学校としても夏の計画もありますし、生徒さんの予定や負担もあります。そういう点で今年度は、ことし行かれる生徒さんの発表はちょっと難しいということで、昨年行かれた方の発表ということで努力するということではあります、来年からはできればその年に行かれた生徒さんの発表という形で計画を持っていただければと思っておりますが、今の3項目について、もう一度この平和市長会議について市長の決意を伺いたいと思っております。

じゃあ続けます。市長は答弁されませんが、決意を持っていただいたという形で、愛知県でも過半数を超えてきておりますので、ぜひ昨年の弥富市に続いてことしは愛西市という形で、草の根の世論をつくっていく、自治体レベルの世論をつくっていく、国レベルの世論をつくっていくという点で、それぞれの力を発揮して核廃絶の世論を高めていただきたいと思っております。ぜひともお願いしたいと思っております。

原爆パネルの購入については予算化の方向で検討していただくということで、時期としては予算の時期がありますので、そういうことでよろしいですか。

○福祉部長（加賀和彦君）

今、いつということは申し上げられませんが、そういったタイミングもあるということではありますので、よろしくお願いたします。

○14番（加藤敏彦君）

広島派遣事業の中学生代表の発表ですけれども、これは8月9日の平和祈念式典についてですけれども、いつごろまでにどんな形になるか決められるのか。

○福祉部長（加賀和彦君）

1部は式典ということで、主催者のあいさつ、それから平和祈念の言葉、それから折りヅルの献上、通常慰霊関係ですと菊の花とかいうものでやる場合もありますが、今回は折りヅルを献上するというようなことで考えております。それから2部に、平和祈念事業といたしまして、先ほど申し上げました昨年の参加者の分ではございますけれども、広島派遣事業の参加者の作

文の発表、それから講演ということで、戦争体験のお話をしていただける方がございまして、そちらの方のお話を予定いたしております。

○14番（加藤敏彦君）

引き続き質問します。

原発再稼働、原発問題についてですけれども、市長の立場からいくと、国・県・市町と、総理が再稼働の決断をされましたが安全が確認できるような説明をいただきたいということですが、これは常識的に考えまして、幾ら説明しても福島原発のことを思えば、この説明では説明できない。無理な説明をして再稼働を強行しておると思わざるを得ませんが、市長どうですか、本当に説明されれば安全だというふうに思えますか。とても私は思えませんけれども。

○市長（八木忠男君）

これは日本の国民の皆さん、まさに戸惑いといいますか、その答えといいますか、国の判断でということですが、戸惑いはあると思います。しかし、あの説明の内容、今それが云々とかありますけれども、とらえ方はそれぞれです。そして、今国のほうへ数百万の署名を出してみえる方には、命があってこそ生きていけるんだというお話もありますし、とらえ方はそれぞれでありますけれども、先ほど申し上げました、現段階での国策の判断に私としては入る余地はございません。

○14番（加藤敏彦君）

原発につきましては、事故が起きなければ議論の範囲で済むんですけど、事故が起きて、例えば伊吹おろしではありませんけれども、大飯原発からこちらに向かって冬場は風が吹きますので、愛西市も農業を基幹産業としておりますので、そういう点では生活においても産業においても非常にリスクを負っているという立場からは、私はぜひとも再稼働に反対の表明をいただきたいし、脱原発の声を上げていただきたいというふうに市長には求めていきたいと思いません。

次、2つ目の勝幡駅周辺整備事業ですけれども、日本共産党が実施いたしましたアンケートの声を紹介いたしましたが、担当者としてこういう声について、どのような受けとめ、感想を持たれるでしょうか。

○経済建設部長（加藤清和君）

1つといたしまして、現場でかなり危険な状況というようなことを感じられてみえる方が見えるなあと。これにつきましては、私も都市計画課長時代に、工事をやっている最中に何回も現地のほうを確認して、気づく範囲は現地のほうでいろいろ指導もしてきました。今後、24年度の工事を行う際につきましても、できる限り現地の確認をした中で、安心・安全利用が保たれるような形で現地の確認をしていきたいと考えております。

○14番（加藤敏彦君）

このアンケートは緊急でありましたが、やってよかったと思います。私たちは一定事業の状況もわかるから、逆に危険な場所も頭に入っていて事前に防ぐというところがあると思いますけれども、毎日利用される地元住民の方などは毎日危険を感じておられますので、それにどう

こたえるのかというのは行政の仕事になっていくと思います。

それで具体的にお尋ねいたしますけれども、例えば踏切の北のT字路のところですけど、これが以前に比べますと、踏切から北に向かって左折する場合、急カーブになって、私もそうなんですけど、センターラインを超してカーブしていくという場合が出るわけですけども、そういう部分があると。それから、このT字路につきましては、自転車置き場が整備されて、道路の北から自転車置き場に行く場合に、横断歩道がないところを横断して自転車置き場に行くのが一番短距離ということで、そういうふうに行かれる方が横断するときには危険を感じてみえる。だから、できればそこに、東西で横断歩道を引いたように、南北でも横断歩道を引いてほしいというのが利用者の気持ちじゃないかと思います。

それから、まだ今後の工事ですけども、駅前のロータリーからの道路が優先なので、踏切との関係で渋滞が起きる可能性があるんじゃないかという心配をしておりますが、この点について考えをお聞きしたいと思います。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

今言っておりました内容につきましては、公安委員会との協議の中でそういうお話もさせていただいております。公安委員会の意見といたしましては、現段階でまだ未整備ということですので、工事が完了した後、現地を確認した中でいろいろ協議をさせていただくという話になっておりますので、よろしく申し上げます。

#### ○14番（加藤敏彦君）

じゃあ2つ目ですけど、先ほどアオバ美容院という名詞も出てきましたが、ここの交差点につきましては、整備された道路には歩道があるけれども、既存の道路には歩道がありませんので一般道路と。そのことによって、歩道から保護者や自転車が車道に出てきて、どちらもが、車、運転手にとっても、また自転車・歩行者にとっても危ないということを感じながら利用してみえるわけですけども、それが1点と、あと北側から来る車が安全確認がしにくいということで、どうしても車が停止線を超えて出てきてしまうという点も声としてあるわけですけども、その点についてはどうでしょうか。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

交差点部分の関係でございますが、今回の勝幡駅周辺整備事業の事業区域の中で整備をさせていただいた範囲と、今後、利用形態によって、交差点を安全に利用するためにはどうするかと。この問題につきましては、津島警察署の交通安全課とは既に今協議をしております。

それと北側から来た交差点につきましては、今までの利用で考えますと、かなり西のほうへ交差点が利用形態として寄っていましたので、東のほうへ少し振る形の中で、今、利用をしやすいような形にできないかなあということは考えております。

#### ○14番（加藤敏彦君）

次に、前に銭湯がありまして、銭湯のところの駐車場の前に細い、赤道といいますか、そこを地元住民の方は利用されて、逆に突然自転車が出てきたとか歩行者が出てきたということで危ないという声も聞いておりますが、その安全対策についての考えはいかがでしょうか。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

その道路の利用につきましては、下水道事業だとか駅周辺整備事業の関係で、駅へ直接行く道路が工事中だったというようなことでそちらのほうへ回られてみえる方というふうに考えておりますので、今度の工事の中で動線がきちっと確保できるような形の中で工事計画を進めたいというふうに考えております。

**○14番（加藤敏彦君）**

ぜひ事故が起こらない形で計画をお願いしたいと思います。

それから次ですけれども、きのう近藤議員がロータリーとバスの関係で質問をされておりましたが、勝幡駅前のロータリーから東のほうへ計画では2車線の道路ができておりますが、この道路を、既存の道路との関係でいくと、一方通行になったり1車線になったりしますが、学校の隣の隣接する道路で、どうやって安全第一に計画するかという点で、完成後の利用の計画をどのように思っておられるのか、お尋ねしたいと思います。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

今のロータリーから東への道路につきましては、議員言われるとおり、踏切が際にあります。こういう関係で交通規制はかかるというふうに考えております。道路の利用につきましては、車での利用はそちらのほうへの利用は難しいと考えております。ただ、歩行者との関係で、線路沿いに水路がありますので、その水路を有効に利用することによって歩行者の安全確保ができないかなあというようなことは、今、建設の工事のほうで考えられないかということは協議をしております。

**○14番（加藤敏彦君）**

再度お尋ねいたしますが、ロータリーから東に2車線の道路が整備されると。この道路は車が利用できるのかできないのか、そこからもう一度お尋ねいたします。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

もちろんその道路は車の利用はできます。ただ、踏切の際のところについては規制がかかりますので、当然その規制に応じた利用の仕方をしていただければ、車の利用は可能です。

**○14番（加藤敏彦君）**

ロータリーから東は2車線と。そして、計画道路が終わると、今度は1車線ですわね。狭い道路になって、コンビニがありますわね、交差点のところ。コンビニから学校の東を通過して、2車線の道路に入って駅に進入することができるようになると思いますが、逆にロータリーから東へ向かってまたコンビニのほうに、学校の際の道路を通過して出することもできると思いますが、そこが非常に危なくなるのではないかと。学校の東側の道路を2車線に整備して交通整理を図っていくならば、そういう方法もあるかなあと思いますが、そういう状況じゃない中で出入りができるような状況にしているのかという不安を覚えますが、その点について安全計画としてはどうでしょうか。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

当然、議員が言われるように学校周辺ということがございますので、交通の利用状況に合っ

た道路の計画を建設において今後考えていきたいと考えております。

**○14番（加藤敏彦君）**

私の意見ですけれども、学校東側の道路を例えば2車線に整備するとか、そういうことができないうちは東向きの一方通行、そういうようなことも含めた検討をぜひしていただいたほうがいいように思うんですが、そういうのも含めて安全計画を立てていただきたいと思います。

それから、勝幡駅周辺設備では、もう1点声として寄せられておりました踏切南側の歩道で、これは西側ですが、歩道ブロックが沈下して少し段差ができて、すり足で歩かれる方が転んで危ないということがあって、3月にできた歩道が、もうそういう支障が出るのかということで納得いかないことがあったんですけれども、この工事が欠陥工事ではないかというような気もしますが、そういう点でどういうふうと考えられておるのか、また対応をどうされたのかについてお尋ねいたします。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

ただいま御指摘いただいたところについては、私、歩道部分をすべて自分で歩かせていただきました。歩いた中で気づいたところにつきましては車の出入りをするところということで、数ミリの段差というのはございました。そういう中で安全確保をするために業者のほうへ指示しまして、当然無償で修繕のできる場所については対応をさせていただきました。

**○14番（加藤敏彦君）**

そういう対応をしていただきまして、ありがとうございます。

じゃあ次、3項目めの子ども・子育て新システムで、計画どおりいくかどうかというのは国会との絡みがありますので微妙なところがありますが、ただ部長の答弁を聞いておきますと、国の責任が外される、また市町村の責任が外される中で、事業計画を市町村がきちっとつくって責任が重くなるというような感じがしますが、例えば児童福祉法24条では、保育に欠ける者に関しては保育義務を市町村が負っていくというのが非常に大事な部分ではないかと私は思うんですけれども、そういう点で問題が出るような心配はないのかと。

それから、これまでは自治体が保育所の入所の責任を負っているわけですが、これが自由に保育所を選ぶことができるという幅が広がると同時に、逆に保育を希望される方に新たな負担ですね。逆に自由に選べるということは、裏返していくと、保育所のほうが入所される方を選ぶことができるようになってくる、そういう問題も発生するのではないかというふうに心配するんですが、その点はどうでしょうか。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

児童福祉法24条の関係でございますけれども、今回の児童福祉法24条、確かに見直しをされるわけでございますが、かわって新たな法律、子ども・子育て支援法、これは仮称でございますが、その中に市町村の責務等が盛り込まれるということでございます。そういったことが言われております。

それから、保育所が入所する人を選ぶのではないかということでございますけれども、いずれにいたしましても入所に当たりまして認定をする必要があるわけでございますが、そういつ

た認定事務を市町村が行うことになりまして、その結果を受けて個人の保護者の方が契約をするということになります。契約に当たりまして私どもが援助をしていくということも定められておりますので、実際にそういった法律ができて、私どもにそういった通知が来たときには、保護者の方にできるだけお知らせをいたしまして、戸惑うことがないようにしていきたいなというふうには考えているところでございます。

**○14番（加藤敏彦君）**

あと1点ですけれども、この子育て新システムについては株式会社、配当も認めるということで、保育というのは民間の保育に対しては補助金等で税金が投入されて、そういう中で企業がもうけとして運営されれば、当然国民の税金がそういうところに回るといって、利益の追求がこういう公的サービスの中であるべきではないというふうに思いますが、例えばもうからなければ撤退するということが出てくる可能性が十分あると思いますが、そういう点ではこういうことは本当によくないことだというふうに思いますが、そういう点での心配や問題点は感じられますか。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

確かに今回の改正は、介護保険制度等とよく似た制度になるわけでございます。現実には新聞紙上等でもありますように、民間の参入によって不正受給だとかいろんなことも起きておるわけでございますので、決してそういうことがないということは言い切れないかもしれませんが、逆にサービスを提供する主体がふえて喜ばれる部分もございまして、指定に当たりましては、認定こども園になりますと県が認定をしておるわけですけれども、総合こども園ですと市が指定するということになります。法律が今後協議の中でどういうふうになっていくかちょっと見通せないところがありますけれども、いずれにいたしましても市としてはどういう形になるにしても、そういったしっかりした指導をしていく必要があるかというふうには考えております。

**○14番（加藤敏彦君）**

きょうは3項目についてお尋ねいたしました。1つは平和行政の推進で、これは愛西市の中で大きく発展してきている分野だと思います。ぜひその先頭に市長が立っていただくということ強く求めていきたいと思っております。

それから2つ目は勝幡駅の駅前広場、周辺整備事業ですけれども、藤浪駅に比べましてアクセスが、道路が4カ所になりますよね。そういう複雑な状況の中で整備されていくので、安全第一で計画、必要なら周辺の追加事業も含めて計画を進めて、本当に地元住民が安心して喜べる事業にさせていただくよう強く求めていきたいと思っております。

それから、3つ目の子ども・子育て新システムについては、公的保育に国が責任を負わない、地方分権の名のもとに地方に押しつけてくると、そしてまた公的サービスを市場の対象として進めるという、この分野でもこういう問題があることを広げていこうとしていることに対しては、強く反対をしてほしいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（加賀 博君）

14番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は4時ちょうど再開いたします。

午後3時48分 休憩

午後4時00分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

通告順位16番の1番・大野則男議員の質問を許します。

○1番（大野則男君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので質問をさせていただきます。

大項目1といたしまして、愛西市の基幹産業の農業を市としてどう守ると考えておられるのか。

我が市の農業地域は、4地区での区割りになっております。その農業を、各地域でかなり方向性が違うと思いますが、市として4地区の農業についてお尋ねをいたします。

また、永和学区の農業のあり方、方向についても、地元ですのでお尋ねをいたします。

それと、自治体にとっては個々の力量が問われる地方時代の中、農業に対しても方向を出すべきと考えます。今後は、行政運営能力の一層の強化が問われる時代になっております。過酷な地方の農業がどう生き残るか、市として大切なことなのでお尋ねをいたします。

また、農業団体へのすべての補助金に対する考え方や見直しを含め、お尋ねをしたいと思います。改めるべき点は改め、覚悟を持ってすべきだと考えます。また、逆に補強すべきところは勇気を持って補強すべきとも考えますので、お願いをいたします。

続きまして、大項目2といたしまして学校教育の全般ということで、学校教育、特に中学校について、我々の子供たちが県下でどのレベルの学校に通っているのか、そういう情報開示をぜひともしていただきたい。これは父兄の方々を含めて関心があるところだと考えますので、お願いをいたします。

また、子供たちばかりでなく教師の方々も教育について、ワークショップという手法がありますが、そういう方法を取り入れながら教師の方々にも勉強をしていただく、これは大切なことじゃないのかなと思いますので、そこら辺のところも市としての考え方をお尋ねいたします。

教師の方々も資格を取られ、久しく時間がたっておる方が多いと思います。そのことからいっても、このワークショップという手法を取り入れて勉強していただく、市としての考え方をお聞かせ願います。

続きまして大項目3といたしまして、今回、観光協会のほうが観光船の公募をいたしました。そんな観光船の基本的な考え方についてお尋ねをいたします。

また、観光協会の事業内容、計画事業、それらを含んだ事柄についてもお尋ねしますので、よろしくお尋ねをいたします。

これで壇上での質問を終わりとし、自席に帰って再質問をさせていただきます。お願いをい

たします。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

議員の御質問にお答えさせていただきます。

国において平成22年3月に新しく、食料・農業・農村基本計画が策定され、それに基づいて各種政策が推進されております。農業・農村は総じて農業所得の大幅な減少、担い手不足の深刻化、非効率な農地の利用、農山漁村の活力の低下といった厳しい状況に直面しており、食料自給率においては約40%となっております。

愛西市においても、国の政策にのっとり農地の保全をしていかなければならない部分もございます。永和学区におきましては、全体面積が約360ヘクタールのうち約6割の220ヘクタールが農地であります。今後も維持管理が必要であると考えております。ことしは、5年後、10年後の愛西市の農業の展望を描くべく人・農地プランの策定に向けて、関係機関や担い手農家との協議を続けております。プランに位置づけられると、高齢等で農業を続けられない農家については、地区の中心となる経営体に農地を提供することにより国からの支援を受けることもできます。

2番目に、農業施策における愛西市単独の予算といたしましては、今年度、水田農業対策費の生産調整に伴う加工用米や麦・大豆の転作に対する補助金といたしまして3,099万6,000円の予算を計上しております。また、事業ベースでの主な予算といたしましては、県営で行われております農業の市の負担金といたしまして、湛水防除事業が3,825万6,000円、地盤沈下対策事業が2,266万円、広域農道事業が1,000万円、特定農業用管水路特別対策事業が1,907万7,000円となっております。基盤整備はいずれも国・県の予算が多く、補助率も高いものですので、愛西市としては有利ということに考えております。

2番目の農業団体との関係についてでございます。

主な農業団体といたしましては、愛西市内の土地改良区がございます。佐屋、立田、八開、佐織の各土地改良区は、平成21年度から立田庁舎で合同事務所を設け、そこで事務をとっております。今年度は改良区職員8人分の人件費補助金等として3,377万9,000円を予算として計上しておりますが、決算において実際支払いがあった分だけを補助します。昨年度までは農業土木課が土地改良区の仕事を手伝っておりましたが、今年度からは自立し行っていただくようになりました。過去からの歴史もあり、4つの土地改良区が合併することは困難ですが、計画性を持って人員配置などに取り組んでいただくよう指導をしております。

その他の農業団体として、4Hクラブ、花き苗木生産組合、農業経営者会、農業簿記研究会、その他トマト・イチゴ等の生産組合に対し、愛西市農業振興対策事業交付金交付要綱に基づいて補助をしております。今年度の予算は27団体で240万円を計上させていただいております。補助金につきましては交付要綱により交付させていただいており、現在のところこの要綱を見直す考えはありませんので、よろしく願いいたします。

**○教育長（五富利清彦君）**

それでは、大野議員の学校教育全般につきまして御答弁をさせていただきます。

まず、高等学校への進学状況というお話でございましたけれども、現時点では中学校から公立高校、私立高校へどれぐらい行くのかというようなことの調査はさせていただきますけれども、各学校ごとの調査等はやっておりませんので、その辺を公開することはできませんので、よろしくお願いをいたします。

それから、先ほど出ましたワークショップでございますけれども、実は22年の11月にライオンズ・クエストということで、このワークショップを七宝町のほうで実際にやっていただきました。そこへ愛西市の小・中学校にそれぞれ参加をするようお願いいたしまして、全校が参加をしていただきました。そしてその後、校長先生方とお話し合いを持ちまして、現在、永和中学校、永和小学校で実践をしておっていただくところでございます。それはどういうものかといいますと、現在、コミュニケーションがうまくとれずに、親子、あるいは子供同士、教師と親、それから教師と子供、その辺のコミュニケーション不足を解消していくために大変いいものではないかな、そんなことで今実践をしておっていただくところでございます。

それから本年度、地域に根差した学校、あるいは9年間を見通した教育の推進、あるいは今新聞等々で時々出てまいります中1ギャップによる不登校の減少等をねらいまして、中学校を中心に小・中連携、あるいは小・小連携の推進を各小・中学校ごとをお願いしたところがございます。そして、その1つとして、このワークショップが生かされればなと思いますので、今後ワークショップがあるときには他の学校にも声をかけ進めていけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

観光船の基本的な考え方と観光協会の事業計画についてでございますが、平成23年の12月議会で答弁させていただいたとおり、県営渡船の船を愛西市の観光事業に活用するため、葛木渡船で使用していました1隻を愛知県より無償で払い下げを受けさせていただきました。観光船の事業計画といたしましては、昨年8月に設立をされました愛西市観光協会に船を貸し出し、観光協会が船舶免許を所有してみえる方に船の運転を依頼し、運航をしていただきます。3月号の「広報あいさい」に観光船の船頭募集の記事を掲載させていただきましたところ、6名の方が応募をされました。その中には渡船の船頭をされていた方もお見えになりますので、訓練をしていただいた後、7月から11月の土曜日・日曜日・祝日の運航を目指しております。乗船料につきましては、大人が1,000円、小学生が500円で、葛木港を出航して、国の重要文化財である船頭平閘門を体験し、木曾川文庫で歴史を学び、同じコースで帰ってくるものであります。時間といたしましては2時間30分程度でございます。

観光協会の事業計画につきましては、観光協会の総会が5月24日に開催され、平成24年度の事業計画が承認されました。2年目を迎える協会事業は、前年度の情報発信機能の整備や受け入れ体制をつくり継続するとともに、本年度は本市の特産品や名所旧跡を宣伝するため、県内で開催される観光展等に出展参加をしていただき、観光客誘致活動とあわせて観光船事業を重点に実施することとなっております。会長を中心として会員の皆様が協力して愛西市をPRして盛り上げていただきたいと思いますと考えております。

○1番（大野則男君）

ありがとうございます。いつもの想像しておった答弁のとおりでございまして、今から1個ずつ少し再質問をさせていただきます。

まず、我が市の基幹産業農業と。先般、1年ぐらい前ですか、TPPも含めて物すごく耳ざわりがいい話だと思うんですが、基本的にはうちの基幹産業は農業だと言いつけられましたので、基本的には4地区あるわけで、八開、立田、佐織地区、佐屋地区というふうにあるわけで、佐織地区と佐屋地区の農業と立田地区と八開地区の農業が違うのは間違いない話なんで、全部一からげに農業と言うわけにはいかんとは思いますが、現実問題、我々の地域の佐屋地区、佐織地区の農業は存続をしていますので、この農業をじゃあ市として、数字も含めて、例えば立田、八開の専業農家が何件あって収益性を保っておるんだと。ところが、佐屋地区、佐織地区の専業農家が何%ぐらいあって、あとはすべて兼業農家と。後から資料も、皆さんに添付をさせていただきましたが、その説明等々も含めてまたさせていただきますが、4地区の兼業・専業農家を含めて、数字がわかれば教えていただけますか。

○経済建設部次長兼経済課長（飯谷幸良君）

4地区のそれぞれの専業・兼業農家の数字を教えてくださいという御質問でございます。

2010年に農林業センサスを行いました。その数字によりますと、愛西市の専業農家が464、そのうち旧立田村ですね、立田が185、八開が128、佐織が80、佐屋地区が71でございます。兼業農家の数でございますが、第1種兼業農家、第2種兼業農家がございまして、合わせまして愛西市の合計が1,334、そのうちの旧立田村が399、八開が259、佐織が302、旧佐屋が374となっております。あくまで販売農家に対する専業農家・兼業農家でございますので、農家の総戸数に対しましての数字とは違いますので、御了承いただきたいと思っております。

○1番（大野則男君）

ありがとうございます。

これは、今お話があったように兼業はもっと数が多いと思います。そんな中、資料を皆さん少し見ていただけますでしょうか。

AとBという形がありますが、まずAのほうが5人家族で青色申告、アパート経営を含めていろんな事業体系をとっておられるところの農業確定申告の写しでございます。5.8反米づくり、稲作をやっておられる御家庭で、赤字が37万9,642円という形で、5.8反稲作をやっていて、委託料を含めて、委託料が41万7,830円、土地改良区の賦課金10万430円、もろもろ等々を含めると労働費どころかマイナスの37万9,642円と。

Bさんを少し見ていただけますか。この方はもう65歳で、定年をされて御自宅におられる方でございます。約8反ぐらい稲作をやっておられるそうです。この方はほかに事業体系が何もございませぬので、こういう形で約8反の中で、半分自分で機械を購入して田植えまで自分でやっておられるという御家庭でございます。この方も5人家族だそうです。土地改良の賦課金9万7,700円、委託料が約半分、31万3,803円、労働費はゼロで、それでなおかつ6万6,281円の赤字という形の資料でございます。

資料添付をさせていただきましたが、これは皆さん、佐織地区、佐屋地区、ほとんどの兼業農家の実態。戸別補償だとかいろんな補償制度はある中、実態がこういうことではなかろうかと。これはオペレーターさんを含めて委託業務をしていただいて、何とか土地を守る作業を、自分がみずからどこかで働きながら補てんをして基本的に農業を守っておるということでございます。

こんな農業を基幹産業と。我々、民間で一零細企業をやっている人間としては、赤字であれば、うちも赤字が続きました。ところが、黒字もありました。赤字のときは我慢するしかありません。ところが、我慢がずうっと我慢だったら、これはもうどうしたらいいのかなという形にもなろうとは思っています。

立田地区、八開地区におかれては、畑作、例えば先般もミニトマトを含めていろんな補助を出しながら、もうかる農業、収益性がある農業、いろんな農業をやっておられて、それに対する保護はされておると思いますが、さっきの話じゃないですけど、補助金を27団体に240万、こんなので27団体が生きていけますか。だから、僕はすべて見直して削減せえという話をするつもりはございません。出すところへは思い切って、基幹産業の農業を守るわけですから、レンコン、トマト、いろんな形の農業をやっておられる。ただ、申しわけございませんが、稲作という観点でいくなれば、収益性が保てないということはこの資料でも明らかというのはい間違いない話なんで、市として基本的には稲作を守っていく、農業を守っていくという話をされるのであれば、立田、八開の特定の農業を守るんだという形で話をさせていただかないと。うちの地元も含めて兼業農家の方々は、市は農業を守ると言っておるらしいわという形で、我々の農業は、例えば1俵1万2,000円、1万3,000円。先般の東北の震災のときには、農協さんほうほうはもうかったと聞いております。米の値段が物すごく上がったということも聞いておりますが、基本的には1万1,000円、1万2,000円、資料にも添付させていただいたやっていけない農業。これをじゃあ1万1,000円で売却して9,000円は市が補助をしてやるわということなら、幾らでもやっていけるんでしょうけれども、そんなことは不可能な話なんで、この農業、佐屋地区、佐織地区の稲作兼業農家をどう守るんだという形の考え方を少し教えていただけますか。

#### ○経済建設部次長兼経済課長（飯谷幸良君）

大野議員から資料として平成23年分の農業所得の決算書が提出をされましたが、大野町の中で全員がこうだとは言いきれません。ただ、担い手不足、高齢化等、苦しい状況にある中で、赤字のままではだれもが大切な食料をつくらなくなりまして、食料自給率も低下してしまいます。農業が基幹産業であるということは、昨年の大野議員の質問で、基幹産業の一つであるというお答えをさせていただいております。多面的機能といたしまして、農業が私たちの食料を生産する目的のほかにもいろいろな役割を果たしております。例えば、洪水を防ぐ、土砂崩れを防ぐ、土の流出を防ぐ、川の流れを安定させる、地下に雨水を涵養する、気温の上昇を和らげる、生物のすみかを提供する、心身をリフレッシュさせる、学習の場となる、いろいろなことがございます。こうした機能を持つ農業・農地を今後も保全していく必要があると考えます。

また、先ほど部長の答弁もございましたが、今年度、人・農地プランの作成を今手がけてお

ります。その中で、今後この地区の、佐屋地区もそうですし、立田、八開、佐織、みんなそうですけれども、その地区の農地を維持していただくだけではなくて、地域の集落の将来を考えて、何をつくっていったらいいのか、また今後この農地をだれに担ってもらっていったらいいのかということもその計画の中に盛り込むつもりでありますので、よろしくお願いをいたします。

### ○1番（大野則男君）

本当にこれは難しい問題だとは思って、今、多面的要素を、我々の農地はため池かと。基本的な考え方が、県のほうも都市計画を含めていろんな案件で話をしに行きますと、愛西市さんは農地がため池なんだで、税金をもらっておらんがと。そんな話し方をするところの部分もあった中、されど基本的に我々は農業を実際に今やっておるわけですから、佐織地区も、佐屋地区も。やっぱり色分けをしていただいて、専業農家を含めて本当に農業を真剣にやっておられるところには予算等々を含めてつけて、そのかわりと言ってはいかんですけれども、基盤整備だとかいろんなところを少し目をつぶってくださいよという形にはなろうかと思うんですよね。そんな形の色をきちっと出さない限りは、基本的には守るものも守っていけないということになるのではないのかなと。

せっかくミニトマトを含めて、レンコンを含めていろんな形でやっておられるところも、赤字のものと一緒くたに農業を語られては、基本的に守れるのかなあというのが僕の感想なんで、だったら今度はどういうふうに佐屋地区、立田地区の農地を含めて農業をどう守るんだというのは真剣に考えていただいて、例えば我々の地域の近くで集団営農という形でやっておられるところもあります。基本的には規模を大きく、集団化をしてやっていかない限りはコストは合わない。そのコストも基本的には稲作では合わない状況になってきておるのが現状。大豆だとかいろんな形で工夫しながらやっておるんですけど、TPPを含めて国の方向性によってやっていけない方向というのが間違いなくあると思いますので、市として、立田、八開の専業農家、一生懸命農業をやっておられる人と、我々の赤字の農業、確かに、今、課長が言っておられたように大野町の全農家が、基本的にはそういう資料を添付させていただいた。ただ、間違いのないのは、多くはみんなそうです。専業農家は、本当に農家で専業というのは1件あるかないかじゃないですかね。それも稲作しか我々のところはないんで。ただ、畑作の中で夫婦でつくっておられて、少し市場へ持って行って生計をされている。それは息子さんたちを含めて外に働きに出ておられるんで、そういう形でやっておられるところもありますけれども。

基本的には我々の地域で農業と語ってもなかなか、ただ土地を守るための一つの手法の中で一番手間がかからない。そんなことで先般も部長たちに、うちの地域にパイプライン事業のときに来ていただきましたけど、あのときも市側が都市計画を方向として組むつもりがないと。だったらこの土地を守るには農業しかないがやというところで、パイプライン事業に賛成をされた方が多いというふうにも話は聞いております。農業ということであれば、集団営農をうちの地域に来て推進をしていただいたり、農業ということになるのであれば、これは民意ですので、一個人が決める話ではありませんので、そういう形でぜひとも市側が誘導していただく。これは農協さんを含めて、また農協さんに対しても、もうからん農業ばかりやっておっても、

ここで見ておっても資料の中で肥料代といったら、ばかにならん肥料代、かなり肥料を振りたくっておる状況なんで、そういう形で集団化でやるとか、もっと他地域、近隣を含めて愛知県下で、土地を守るため、農業を守るため、いろんな方策をとっておるはずなんで、私もそこまでは勉強していませんけど、ぜひともそういうところをお願いをしたいのと、それからもう1つあるのは、先ほど言った専業農家に本当に頑張ってもらって、農業を継続、次の担い手を含めてやっていただけるような補助金体制やいろんな見直しをしていただけんかなあと。そうしないと農業が担い手を含めて守れないという状況になりかねないというところにあるかと思えますので、少し時間をかけてでも、そういう形をぜひともとっていただきたい。そんなふうな話し方で、この件は終わっていきたいと思います。

続きますして学校教育。

これはあくまでも自分の子供、孫がまだ生まれて1年と数カ月、この子供たちが私の地元の永和中学を含めて通うわけなんですけど、うちの子供たちも含めて、県下で中学がどのレベルにおるのかなあとというのは、子ども会さん、今の小学校・中学校に通わせておる父兄さんとも話をすると、教育熱心な方が非常に多い、今。そんな形は聞いております。基本的にはそういう情報公開を。教育長も言っておられました。教育委員会等々を含めて制約はあろうかと思えますが、市として単独でこういう教育を市全体でやると。例えば特定して先生のワークショップ、永和中学校、永和小学校と。これは佐織中学、近隣でいくと勝幡小学校は本当にすばらしい。特に佐織中学なんかは、校舎を含めてどこにも負けないような形なんで、今回お話をさせていただくのは一つのまちづくり。結局は教育で人を呼び込む、お金をかけずに。先ほど来から金をかけることばかり話はあるんだけど、金をかけずに銭もうけじゃないけど、人を呼び込まないことには、うちの財政力は物すごく弱いわけですので、そういうことからいっても、佐織中学がこんなレベルで、例えば愛知県下1位ということになるのであれば、校舎もいい、レベルも高い、そうすれば必ず人は呼び込める形になるんじゃないのかなあと。そんな思いの中で基本的には今回話をさせていただく。これはあくまでも、教育、専門分野のところを話をさせていただくといかなものかということも思いながら、勇気を持った中で話をさせていただいておりますので、そういう情報公開を含めて、そうすると自分たち父兄を含めて、自分の子供たち、孫たちをどうしたらいいのかという次のレベルに走れるということにもなろうと思えますので、情報開示ということをぜひともやっていただけんかお尋ねをいたします。

#### ○教育長（五富利清彦君）

お話はよくわかります。ただ、中学校が全部参加しておる、例えば愛知県下で以前は中統テストというのがあったわけですけども、現時点では昭和51年に実は文科省から業者テストの自粛云々の話が出ましたので、それ以降全県の中学校が1つの統一テストをやるということとはございません。したがって、各中学校がどのレベルにあるかというのは、以前はわかったんですけども、現時点ではわかるところがないと。ただ、自粛をいたしましてから、最近は少し、学校によっては進路指導のためにそのテストを1年に1回ぐらいずつやってみえるのかな、9月ごろに。その結果をそれぞれ個人にお渡しして、個人で選んでいただく、そんなよう

な形で進ませていただいているのが今の現状です。したがって、学力テストでもそうだけれども、なかなか学校をあだこうだと言って差をつけるわけにもまいりませんので、基本的には情報は公開していかない、この原則だけは守っていきたいなと思っております。

#### ○1番（大野則男君）

ありがとうございます。

愛教大ラインでがんがらんに固まってしまっているという、よくわかるような気がするんですが、そこら辺を市単独で、愛西市は何かこんなふうになっておるぞと、こんな変わった教育をやっておるといって形がぜひとでもできんのかなあというふうに思ってしまうので。先生方も資格を取得されてから、我々免許でも、3年置き、5年置き、この間シートベルトで捕まったもんで3年しかもらえんもんだから、3年で更新、講習を受けないかんのですけれども。そんなことも含めて、教師の方々もワークショップという方法の中でいろんな問題点をグループ分けして討議をする、これは本当にいいんじゃないのかなあというふうに思いますので、これは多少費用がかかりますのでどうなのかなと思うんですけども、されど基本的には金をかけるところには金をかけないと、金をかけずに何かやるというのは難しいことなんで、ぜひと一回御検討していただいて、回答というのはなかなか難しいとは思いますが、今回そういう話をさせていただくというところは、1年、2年でできる話ではないと思っておりますので、ただ基本的には金をかけずに人を呼び込むまちづくりという観点の中で少し触れさせておいていただいて、またおいおいやらせていただこうかなというふうに思います。

続いて、時間もそんなにありませんので、観光協会、観光船、これも何月議会だったかお話はさせていただきました。公募を3月にされて、3月14日水曜日が締め切り期日、5月から観光船の運航予定と。それともう1つ、今の資料の中に添付をさせていただきました。これはある人からちょうだいをして、名前は全部消させていただきましたが、24年4月1日、木曾川観光船友会規約。3月14日、それで4月1日に規約。何かよくわからん話ばかりで、こんなことがありますか。部長、どう思われますか。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

県から渡船の払い下げを受けて観光船として利用したいという中で、このように公募をさせていただき、6人の方の申し込みがあったと。それに伴ってこういう組織づくりをしていただいて運営をしていただくというようなことになっておりますので、そういう御理解でよろしくをお願いします。

#### ○1番（大野則男君）

何か答弁なのか答弁じゃないのかさっぱりわからんのやけど。これは一番最初にお話をさせてもらって、予算を組むのに、ある団体をお願いをして予算を出したというお話を聞いて、そうですかと。ただし、その団体が我々がやるんだというふうに言い回し方をずっとされておった部分があって、決して団体に対して物を申したらすべて反対をしておるといってことでもないんですよ。先般もある会に行ったときに偉い人が来られて、あくまでも観光協会、観光船を非難することは我々を非難すると同じだぞと言われたんですけども、基本的にはそうでなく、

せっかくやるのなら、市民の方々を含めて、外からも愛西市の観光船、観光協会はよくやっておるなあと褒められないかん。褒められるようになるために、一生懸命お話をさせていただく。それに対して個人的にどういう形で協力ができるかわかりませんが、ただ外へ出れば一市民としての協力のあり方というのは自分なりに考えております。ただし、そう言いながらも議員というのはどこまでも局面局面で言われる部分がありますので。そういった面からいっても、あたかも何かやったような見せかけをするようなことでなく、だったら危機管理マニュアルだとか、いろんな形がきちとなされておるんだらうかと。

例えばこれは観光船、観光、歴史文化、講習会を含めてそういうことも本当にやられておるんだらうかということが不思議に感じられて仕方がない。多分、そういった面は置き去りの状態の中で進められておるといふ形。とにかく5月ができなくて7月に運航予定という形のスケジュールはお聞きしておりますが、そこら辺のところ、危機管理マニュアルを含めて、そういう講習会、歴史文化の講習会、観光ボランティアも募集が今回新聞にも載っております。愛西市の観光ボランティアの募集。もう1つ言えるのは、観光ボランティアは完全無償のボランティアと聞いておりますが、これは有償ボランティアなんですよね。船頭さんはあくまでも有償ボランティアなんです。観光協会事務局長に尋ねに行ったときに、ボランティアはただ無償ばかりじゃないですよ、有償ボランティアもありますよと。そうなんですかと。だったらボランティアという名前を使うなど、そういう話をさせていただいたんですが、とにかく観光ボランティアは無償でテストをやって、きちっと何かやっておられるんでしょうね。船頭は何だこれって、講習会をやったんですか。だから、そういうことも含めて、観光目的ばかりじゃなくて、愛西市の歴史文化も、基本的には来ていただいて乗っていただいた人には伝えるんだということによっておられるのに、そういう形というのはよくわからないんで。

今回僕は、執行部側は基本的に補助金として二百数十万というところで、議会も執行部側もそれでいいだらうと。それに対してきちっとやるんだらうかというところなんで、本来はここに観光協会事務局長を僕は呼びたかったんですけど、ちょっとぴゅっとけられたもんですから、だめと。例えば商工会の補助金に対してもそうなんですけど、そういうことをやるのに対しては、そういうことをしていきたいなあ。これはまたおいおい、余談の話になってしまったんですが。

ただ、部長として、これは整合性がきちっととれて、やっておると、講習会も。歴史文化の講習会もやっておる、危機管理マニュアル、船がとまったときにどう対応するんだ、そういうことも含めて危機管理マニュアルがきちっと作成をされて、それと中部陸運局の認可がとれたとは私は聞いておりますが、そこら辺のところはいかがですか。

#### ○経済建設部次長兼経済課長（飯谷幸良君）

観光船の危機管理マニュアルはの御質問でございます。

安全管理規程によりまして、運航の可否の判断、輸送に伴う作業の安全確保、海難その他の事故に対する処理、安全に関する教育・訓練等が定めてございます。中部運輸局への届け出につきましては、5月25日付で観光協会長から中部運輸局長あてに、人の運送をする内航不定期

航路事業開始届が提出をされておりまして、その日で向こうで受理がされております。7月1日の運航に向けて、6月17日、24日に船頭全員で操業練習をするということ聞いておりますし、その前日の土曜日につきましては自由練習を行うということも聞いております。

○1番（大野則男君）

わかりました。

基本的には当事者、観光協会、船頭を担当しておる事務局長に先般もお邪魔したときに、どういう形で公募をされて、どういう資料で何があるのかちょっと出してよと言ったときに、そんなものは何もありませんと。電話をもらって受け付けただけだと。それで公募は何人あったのと言ったら、5名で、あと1人で6名と。あっそうと。だからそういう形なんで、もともとでき上がっておるところの団体の人たちが募集をしたという形になっておるんじゃないのと。正直に言ったほうがいいよという話もさせていただいたんですが。

私の知り合いのところで1人唯一、いい悪いは僕もよく知りませんが、ただ木曾川について、渡船について、本当に真剣に思いを持っておられる方が1人お見えになって、その方が募集をされて20日以後に行ったときに規約を渡されて、こんなことはおかしいわねえと。20日以後で規約が決まっておる、会長が決まっておるって何これということから、えっそんなんになっておると、もともと決まっておったんだにという話をさせていただきました。それは幾ら執行部側に話をさせていただいたってなかなか出てこない話なんで、基本的には観光協会、観光船は八木市長の思いでやっておる事業なんで、これが必ず成功するような形にもならないかんし、万が一転覆した場合に、いやあ想定外だったですわと、そんな話は通りませんから。それも想定した中でやっていくという形、あってはならん話なんで、また絶対にないというふうに思って、思うんでなくて実際そうでないといかんのですけど。ただ、木曾川の流れに、立田・八開の木曾川を本当に知っておられる人たちは、木曾川をなめておったらいかんぞと。1日、2日前もそんなような話を僕は聞かされましたんで、これはあくまでも観光船に応募をされた人じゃなく、そこでいろんな魚をとったり、小さいころにいろんな川遊びをしたり、そういうふうで木曾川で生活をされておった人なんで、そこら辺もよく話をさせていただいて進めていっていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（加賀 博君）

これで1番議員の質問を終わります。

ここでお諮りをいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、会議規則第8条第2項の規定に基づき会議を延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は5時再開といたします。

午後4時58分 休憩

午後5時00分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

通告順位17番の4番・大島一郎議員の質問を許します。

#### ○4番（大島一郎君）

長時間、2日間の一般質問、皆さん方お疲れでございますので、短く一般質問をしたいと思いますが、下村議員から一部譲っていただいたような格好になっておりますので、ちょこっと荷が重いかなあと思っていますが、簡潔明瞭に聞かせていただきます。

建築基準法によりまして建築に伴いますセットバックした土地の取り扱いについて御質問をさせていただきます。

まず、このセットバックを指導する趣旨及びその目的は何があるか教えていただきたいと思っておりますし、その土地の利用制限、セットバックした方の利用制限はどんなものがあるのか。

それから、道路の高さと同じようになっている場合、道路として利用されている場合の、狭い道でございますので、地区内の道路で、市の取り扱いとしては地域内舗装、側溝の取り扱い対象になると思います。それで、側溝や舗装の施工についての考え方をお聞かせ願いたいと思っております。

それから、固定資産税の取り扱い、すなわちセットバックした土地が道路なんかになっていた場合、固定資産税の取扱いはどうされているのか。

それから、個人として寄附をしたいというような要望が今までにあったのか。また、それはどういう手続をとって、どのような状況にしたら寄附採納を受けていただけるのか。

それから、セットバックした土地の隣人ですね。道路状態になっていると、隣の方が通られると隣の方とのトラブルは今までなかったのか。それから、地域の中でのトラブルの発生はなかったのか。

それから、7点目でございますが、セットバックした土地、すなわち道路状態になっておるところで、もし穴があいていて事故があったりした場合の責任はどこがとるのか。つまりいてひっくり返ったとか、いろいろな事故があると思っております。

それから、困領道路の解決に努力されていますが、現在の解決の状況及び経費はどれほどかかっているんですか、御享受願いたいと思っております。

以後、次席で再質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

1点目のセットバックの趣旨や目的に関する御質問ですが、指導する趣旨については、建築基準法の道路の定義において、建築基準法第42条第2項で、道路幅員が4メートル未満の場合は、その中心から2メートルの線はその道路の境界線とみなすとあること、また目的につきましては、安全、防災、採光、衛生等の目的からセットバックすることになっておりますので、よろしく願いいたします。

2点目のセットバックした土地の利用制限の御質問ですが、建築基準法の道路内の建築制限において、建築基準法第44条で、道路内に突き出して建築し、または築造をしてはならないとありますので、例えば塀などの構造物も立てることができないことから、土地利用の制限が出

てきますので、よろしくお願ひいたします。

3点目の道路として利用されている場合、個人の所有であれば、本人同意と地元総代からの要望により予算の範囲内で施工を考えます。

4番目の固定資産税の取り扱いにつきましては、現況を税務課と確認いたしまして、減免申請等の手続により対応をさせていただいております。

5番目の寄附採納について、今まで個人からの寄附採納はございました。それと寄附採納については、条件が整えば本人からの要望によりお受けをいたしております。

6点目のセットバックした土地のトラブルの発生状況の御質問ですが、現段階においてトラブル等の連絡は特に受けておりません。

7点目のセットバック分については、本人の敷地後退線であり、事故等の責任は起こした当事者であるというふうに考えております。状況により寄附採納を受けた土地であれば、当然市が維持管理ということでございますので、市道の扱いでございます。

8点目の現在の困領の状況でございますが、平成20年度から23年度末までの間に220路線あります。そのうち5路線が困領の解消が済んでおります。これについての経費といたしましては、総支払額で1,279万1,929円ということになっております。以上です。

**○4番（大島一郎君）**

それでは、その民地のところに、制限は民地でございますよね、セットバックしたところ、寄附採納しなければ。そこへ側溝や舗装は、道路境界線上にきちっと入れていただけるわけですね。再度確認します。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

個人の土地であるなら、個人の同意をいただければ、総代さんの要望により対応していきたいというふうに考えております。

**○4番（大島一郎君）**

それで、道路にきちっと舗装した場合、舗装があいていた場合は、事故が起きた場合は自己責任になるわけですか、それとも道路としての認定ですから道路保険の対象になると、どちらですか。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

市のほうへ要望いただきまして工事をやったところについては、市道管理ということで市道認定というような形になります。

**○4番（大島一郎君）**

それと、寄附採納については条件が整えばという話でございますけれども、その条件はどういう条件がありますか。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

現段階での条件といたしましては、個人1筆の場合につきましては、本人さんで用地測量をしていただきまして分筆をしていただいて、それで寄附採納が受けられるような状況になれば、市のほうとしてお受けいたすということでございますので、市のほうで用地測量をしたりとい

うような考えはございません。

○4番（大島一郎君）

そうすると、道路としての地元、本人さんが同意ができれば側溝・舗装はできるわけですが、全然本人さんが同意しないと。それから、セットバックした土地のところに構造物、塀等はでかしてはいけないよということですね。ただ、現実的には、その間に石を置いたりしてみえますわ、実際のことを言って。そうすると、どうしてもそこでトラブルが発生すると思うんですね。そうすると、できれば市の名義にされるほうが今後ともいろんな面でトラブルはないのではないかと思うんです。そうするとそれには、今の条件で測量をしなきゃならない。測量は、私の考えですと1筆幾らだと思うんですが、幾ら1平米でも1筆測量すれば幾らだ。過去は職権で職員が測量図をつくれれば登記所は通ったわけですが、今は土地家屋調査士でないと通りませんので、どのぐらいの費用が1筆でかかりますか。

○経済建設部長（加藤清和君）

本人において測量をお願いする場合は、基準額が30万円というふうに聞いております。

○4番（大島一郎君）

そうすると、個人が長年住んでいて、その土地で、自分の出入り口であればまだしも、自分の出入り口は4メートル以上の道路についていて、隣のために引き下がる場合、自分が測量を委託して、30万円支払いして無償で寄附して、なかなかそれは、部長だったらどうされますか。

○経済建設部長（加藤清和君）

確かに議員が言われるとおり、本人で負担して寄附採納と、これは難しい問題だと思います。ですので、セットバックしていただいたところについては、先ほどもちょっと説明をさせていただいた中で、固定資産税の非課税地になるというようなことを生かした中で本人さんに説明をさせていただいて、用地の提供だけをいただいて、道路から道路までの間がそのような形になったとき等については、市のほうでそのような対応をしていきたいと考えております。

○4番（大島一郎君）

それでもう1点、税の問題で、相続税の問題が生ずる可能性がありますね。そうすると、市は非課税としておっても、税務署がどう見るかという問題もありますね。そうすると私が思うには、将来的に思うと圏領道になっていくのではないかと。個人の名義がついていますからね。それで、今、圏領道の解決のために一千何百万というお金を使っておるわけですが、5件だけですわ、済んでおるのは。まだまだ大きな金が要ると思うんですよ。それならいっそのこと、これは要綱をつくってきちっとしなきゃ、金のことでできませんが、分筆代ぐらいの支援はできないかと思うんですが、担当部長はどうですか。

○経済建設部長（加藤清和君）

議員言われますとおり、建物を建築される場合については、大体本人さんのほうで測量をされて成果品を持っております。そういう中で測量成果品があれば、そういうような形で臨機応変に対応していくということも必要だというふうに考えております。

○4番（大島一郎君）

ある程度前向きな考えはお持ちだということですね。たまたま私が最近、二、三軒見ていますと、聞いた話ですと、なかなか市からいい返事をいただけなかったと。無償で寄附したいんだけどという話がありました。それで、せめて測量費ぐらいは本当のことを言って御支援いただくのが一番いいのではないかと、建築確認のときはセットバックしていただきますけれども、それが何年か過ぎますと塀をつくったり、塀は建築確認の届けが要りませんわね。結局、建築確認のときにセットバックは格好上するんですけども、何年かすると塀をつくってみたり、そうすると建築確認の目的の趣旨からそってきませんわね。何ら解決しないわけですので、そこら辺を一遍十分検討していただきたいと思います。

○経済建設部長（加藤清和君）

議員が言われましたように、一般的に建てかえ等の場合については、用地の境界の確認だとか測量については本人が大体今は自分で行っておる状況でございます。そういう面から考えますと、資料さえいただければ、市のほうとしては所有権移転は職員のほうでできますので、そういうような対応はもちろん考えていきます。

○4番（大島一郎君）

買った土地については測量を入れておると思うんですけども、たまたま農家やなんかでも本屋を建て直したりする場合だと、測量士を入れていない場合もあると思うんです。そういうことがありますので、付近とのトラブルも将来的に起きないように、また圏領道にならないように、担当部としては真剣に考えていかなきゃならない問題ではないかなあとと思います。生け垣、木を植えてみたりするわけですので、今度は逆に。セットバックはするんですが、そういうことがありますので、安心して住めるまちを求めてみえますので、そういう面からいって前向きな検討をお願い申し上げまして、質問を終わります。

○議長（加賀 博君）

4番議員の質問を終わります。

これにて一般質問を終わります。

ここで、総務部長より発言を求められておりますので、許可いたします。

○総務部長（石原 光君）

閉会間際に大変申しわけございません。

実は昨日の近藤議員さんの一般質問の民間避難所の一時利用の関係で、その質問に対して答弁の中で、ヨシヅヤ、ピアゴについてもお願いをしていますという答弁を申し上げましたが、現時点ではヨシヅヤのみでありますので訂正をさせていただきます。よろしく申し上げます。申しわけありません。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は6月22日午前10時より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後 5 時15分 散会